

第六十八回

参議院商工委員会会議録 第十六号

(三)(三)(〇)

昭和四十七年六月一日(木曜日)
午前十時十七分開会委員の異動
五月三十一日
辞任補欠選任
中尾辰義君
浅井亨君

出席者は左のとおり。

委員長
理事大森久司君
川上鉄木君
赤間文三君
植木光教君
小笠公韶君
大谷藤之助君
中山太郎君
矢野登君
山本敬三郎君
渡辺一太郎君
阿具根正君
小野明君
林虎雄君
原田立君
柴田利右門君
須藤五郎君大森久司君
川上鉄木君
赤間文三君
植木光教君
小笠公韶君
大谷藤之助君
中山太郎君
矢野登君
山本敬三郎君
渡辺一太郎君
阿具根正君
小野明君
林虎雄君
原田立君
柴田利右門君
須藤五郎君

委員

大森久司君
川上鉄木君
赤間文三君
植木光教君
小笠公韶君
大谷藤之助君
中山太郎君
矢野登君
山本敬三郎君
渡辺一太郎君
阿具根正君
小野明君
林虎雄君
原田立君
柴田利右門君
須藤五郎君國務大臣 通商産業大臣 田中角栄君
政府委員 通商産業政務次官 通商産業大臣官
房參事官 通商産業省企業局長
通商産業省企業局長 増田実君
通商産業省企業局長 本田早苗君
通商産業省企業局長 田中芳秋君
通商産業省企業局長 佐々木敏君
通商産業省企業局長 青木慎三君
通商産業省企業局長 菊地拓君
通商産業省企業局長 望月三郎君
通商産業省企業局長 山口政治君
通商産業省企業局長 近藤隆之君

説明員

事務局側 常任委員会専門員 務課長 労働省職業安定局失業対策部企画課長 労働省職業訓練局訓練政策課長 自治省財政局財政課長

本日の会議に付した案件

○特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○工業再配置促進法案(内閣提出、衆議院送付)
(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
 委員の異動について報告いたします。
 昨年五月三十一日、中尾辰義君が委員を辞任され、その補欠として浅井亨君が選任されました。
 ちょっと速記とめてください。
 「速記中止」

○委員長(大森久司君) 速記を起こしてください。

○委員長(大森久司君) 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
 質疑のある方は順次御発言を願います。
 ○大矢正君 私はまず第一に、去る三十日、大手合織維会社に対する公正取引委員会の立ち入り検査についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。新聞等で報じられておりますとおり、これは今日までの間に国際カルテルが結ばれたのではないかという前提に基づく独禁法違反ということのようですが、これは現在どういうような状態になつてあるか。もちろん公正取引委員会がその権限に基づいて、また判断に基づいて行なうことありますから、通産省がそのことについて言及するということはいろいろ差し合わせることではあらうかとは存じますが、これから貿易面における大きな問題点になる可能性がありますので、認識のほども含めてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のようだ、五月三十日に公正取引委員会が化合織メーカー等十四カ所に立ち入り検査をしたのであります。そち入り検査の被疑事実といいますものは、一つには合織メーカーが本年一月ころからナイロ

ン、アクリル、ポリエスチレン等の織維につきまして、生産数量の協定をして操短をしたという疑いです。それともう一つは、わが国の合織メーカー等がナイロンその他につきまして、西欧の合織メーカーと協定をいたしまして市場分割をしたというような事実、これに基づきまして立ち入り検査をしたのでございます。

実は、通産省といたしましては、四月の初めに西独のカルテル庁が西独の合織メーカー九社に対しまして、同じような国際カルテル、国内カルテルの疑い等から審決を出しまして、合計四千八百万マルクの罰金を科したというような事実の報道がございました。通産省といたしまして、さつそく国内の合織メーカーを呼びまして、実態を究明した次第であります。わが国の合織メーカーは、外國との国際協調の精神でナイロン等の合織の国内生産状況、輸出状況等の情報交換はいたしておりますというような説明がございました。通産省といたしましては、輸出秩序の維持ということは今後の健全な合織の貿易につきまして、方向としてはけっこうであるけれども、いやしくも、法律にもとるような独禁法違反の疑いがあるような行為は絶対にすべきでないということを強く指導いた次第であります。もちろん今後の公正取引委員会の審査、審決にまたざるを得ないのございまして、それがども、そのような事実があれば、通産省といたしましても非常に遺憾である、かような立場に現在ござります。

なお、国内の生産調整につきましては、昨年秋ごろから合織各社が最近の合織の生産過剩、市況低落等に基づきまして、各社が個別に、時期あるいは操短率について、自主的に操短を行なっていふということは、つとに私ども承知しているのでござりますけれども、これがカルテル行為である

かどうか、その点につきましては、私どももまずそのようなことはなかろうと考えておるのでございまますけれども、これまた公取の正確な調査に待たざるを得ないというような立場でござります。

○大矢正君 問題なのは、結局それが海外に対する輸出の問題、それから国内におけるカルテルの問題等、両面にわたっての問題点があるうかと思いまするし、公取が問題点として指摘してきておるものも、またそういう両面にわたっていると思うわけですね。

そこで、國內的な土産制限といふか、又反則で

言わせればカルテル行為というものは、これは明らかにあるということが言われてはおるが、問題はやはり対米交渉の推移であるとか、それから国内の全般的な不況現象であるとか、そういう非常外的、内的要因のために、ある面においてはさまざまな措置を講じなければならなかつたというような事情もあるいはあるかもしない。となると、たぶんにこれは、政府みずからもこれは責任を感じなくちゃならぬ部面もありますし、それから同時に、私も専門家じゃありませんからよくわかりませんが、政府が行政指導すればカルテル行為にならないし、政府の行政指導という形がとられなければこれは独禁法違反だという、その間ににおける非常にさまざまな問題を一体どのよう考察せたらよろしいものなのか。これは私は、何も大手の化合織メーカーが公取によって立ち入り検査され、将来審判、審決、その他いろいろな法的措置が講ぜられると思うのですが、そのことを否定するという立場ではなくて、問題はやっぱり、そういう独禁法というものと実際の政府の行政指導というもののとの関係なり、関連なり、それからその線の引き場所なり、そういうものについての通産省の配慮というものが過去になかつたでありますかと、いう点で疑問を感じざるを得ませんので、もう少し詳細に、政府はどういう判断を持ち、どういう態度でやつてきたかということを私はお尋ねをしたいと思うし、そういうことがある意味では、この独禁法違反であるといわれていること

に対するある意味での行政官邸としての行為も成り立てるわけですからね。経過はこうでござりますということとももちろん必要でございますが、その間に政府としてどういう判断を持つてきましたか。対米纖維交渉が強引に行なわれることによつてかなり打撃を受けたということや、経済的な一般的な不況の進化に伴う纖維当局としての、他にもいろいろ業種的にありますけれども、とりあえず、ここで問題になつてゐる件に限定していえれば、纖維行政を担当するあなたのほうでどういう判断のもとに行政指導なり、それから業界の混乱を防ぐために手を打たれたのか、その辺のことをひとつお答え願いたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) まず、最近のこのような国際カルテルのような疑いのある行為が業界に起つておるということにつきまして、そのことの全部がこれまでの政府の纖維産業に対する行政の責任である、そのような御指摘の問題につきましては、もちろん纖維産業の、特に日米政府間協定の締結によりまして、合成纖維の糸が非常に影響をこうむつたということは事実でございます。今年に入りましたて合成纖維糸の対米輸出は急激に減っております。しかしそのほかに、やはり一般的な景気不況の問題もござりますし、アメリカにおける一連の保護主義の台頭、ドル・ショックの問題、あるいは円切りというような一般的な経済現象の大きな変化ということも、纖維産業にこのようなことをせざるを得ない一つの原因であつたかと思うであります。私どもこういったことにつきましては、かねがねわが国の纖維製品の輸出が長期的に発展するためには健全な輸出、すなわち輸出秩序の維持——オーダリーマーケティングということをかねがね指導をしておつたわけであります。そのためにはやはり国際協調的な動きもしながら、やはり厳として独禁法はござりますし、また、その独禁法を適用除外する法律としては輸取法その他ござりますから、やはり業界に対しま

してはそういった合法的な立場で輸出秩序を極力維持するというような方向を示しておったのですが。それと同時に、これからは国際織維貿易の動きも、ガットその他の場におきまして国際協調的な精神でいろんな勉強会をしていく、実態把握をしていくということにつきましては、業界としても前向きに取り組んでいくべきである、かような指導もしておったのであります。

繰り返し申し上げますように、輸出秩序は必要であるけれども、いやしくも、法律違反的なやみの行為は絶対に慎むべきである、かのような指導を今まで続けておった次第であります。

○大矢正君 世界的な傾向が、従来唱えられてきたような自由な貿易を許容するような情勢にないことは、日米織維協定を結ばなきやならぬよしなな事実によつて明らかでしょう。しかも、わが国がアメリカに対してだけでもおそらく二百近く、あるいは三百前後のいろんな意味における輸出制限をしているわけですね。そのようにして今日もう自由な貿易などというのは、それはことばとしてはあり得ても、現実には世界じゅうに通用しない現象となつてあらわれておりますね。といたしますと、秩序ある輸出とかオーダリーマーケティングとか、そういうような判断といふもの、それからそういう考え方といふものはもう当然のこととして、これはまあ業界といわす、行政官庁といふ、受けとめた形における輸出政策なり貿易を考えていかなきゃならぬことは事実ですね。その際に問題になるのは、私はこの公取が行き過ぎだとか、業界のはうが正しいとか、そういう意味で申し上げているのではなくして、それでは、明らかにすれば、たとえば、わが国とドイツとの間において織維メーカーが話し合いをして、こういう

話し合いをいたしましたということを明らかにすれば、それじや独禁法違反にならないのか、どんなことをやつてもならないのかという理屈だつて出てくるのじやないでしようかね。ですから、きれいなことはあなたの盛んに秩序ある輸出とか、やみの協定とか、話し合いとか、こうおつしやられるけれども、じや明らかにして、こういうやつを、こういう協定を結びましたと言つたら、それが自身が業界同士であれば問題になるわけでしょう。だとすれば、どうすれば一体いいということになるのですか。私はそれを聞いている。

者同士が「秩序ある輸出」と称して、ヤミのカルテルを結ぶのは、断じて認められない。」問題はそれから以降です。「政府が一枚かめばいい」というのは、政府はその業界の利益ばかりでなく、広く一般国民、他の関連業界などの利害も考え、全体の調和をとることができるからだ。貿易は自由を原則とすべきだが、どうしてもその自由を規制する必要があるなら、政府が責任を持つべきだ。だから本来、秩序ある輸出は政府への話だと思ふ。」と、こう答弁しているわけです。これをあなた読んで、どういう感じを受けられますか。

いろいろな複雑な体制でござります。輸出業者のカルテルあるいは国内取引のカルテル、いずれもなかなか現実問題として、政府が勧告をしまして、その業界に対してカルテルを結はせるということはなかなかむずかしい問題であつたのであります。今回、対外経済調整法にも一応その勧告規定を盛られておるようでありますけれども、現実問題、従来におきましては織維業界は、ただいま申し上げましたような複雑な業界の実態でありますて、十分指導が困難であった次第でござります。

○大矢正君 これは最後になりますから大臣にお

度の立ち入り検査によってどういう状態が明らかにされるか、これは通産省そのものは検査の結果を待つ以外にないわけでございますが、今度の立ち入り検査を契機にして、やはり公取としての、公取の持つ法律上の問題と、それから輸出秩序の確立という問題でどこまで調整しなければならぬのか、そこまでは当然やつていいのだ、やらなきやならないのだと、やつていいのだというよりもやらなきやならないのだということが、多国間交渉だとか二国間交渉やつていると起こつてくるわけです。自主規制などどんどんやつておるわけです。

のではないかと、したがつて私は、独禁法との関連もさることながら、先般のような、たとえば日本米穀維持協定が政府間において結ばれるような結果が、言うならば、係争事件を引き起こすというようなことにならないような意味においても、輸出入の取引その他全般にわたつてまた対外経済関係の調整法とともに申しましようか、そういう全体にわたつての何らかの法律を、この際、日にちがかかるとしてもできるだけ早くまとめて、やつぱり国国会に提出して、混乱を将来に及ぼさないようと考えるべきだよなあ。そうでないよ、これは自ら規

○政府委員(佐々木敏君) 公正取引委員会委員長のその御判断、お考えというものは、私どもも全くそのとおりである、かように考えます。

○大矢正君 そのとおりなら、なぜこういうことにならないようにななたは处置できなかつたのかといふことも含めて私は聞いているわけです。

田中通産大臣が、それこそ無理やり首根っこを押えて、アメリカにとにかく物を売っちゃいかぬといふ協定を結んだわけでしょう。それはそれだけ業界に響いてくるんだから、業界は別なことを考えなければならぬとすれば、やはりそこに一方ではそういうことをするかわりに、今度は他国に売る場合において、他国との間のトラブルを起こさない。すなわち、秩序ある輸出をするためには、政府が乗り出していけばそれは独禁法の違反にならないんだと、政府が介入をすれば、ということなんだから、今日の織維業界の不況その他を考えてみて、なぜこれが政府の手によって行なわれなかつたのかということを私は聞いておる。

○政府委員(佐々木敏君) 先生から御指摘を受けたまでもなく、織維貿易の秩序ある方向につきまして、政府として責任のある方向づけをすべきであつたかと思うのであります。その点はまことに私ども反省をしておるわけであります、ただ織維業界、申し上げるまでもなくメーカーと輸出商社との関係、あるいはメーカー間ににおける、今回は大企業の化織メーカー、紡績メーカーでありますけれども、大企業と中小の加工段階のメーカー、

伺いますが、いま私と繊維局長との議論のやりとりの中で、問題は、繊維としてはいま公取委員会における立ち入り検査という問題取り上げられておりますが、先ほど申してありますとおり、これはもう数え上げれば切りのないほど、とにかく自主規制その他の名のもとにいろんな形で、一見自主規制という聞こえのいいことばではあるけれども、秩序ある輸出ということばが適切であるかどうかはわからぬが、相手国の業界の反発にありないような形においてどう調整をするかという意味において、いまの独禁法にいう国際的な、国際カルテルのもうほんとうに紙一重の状態であることもやられておる。単に繊維だけに限らず、全体として通産大臣は秩序ある輸出という問題と、いまの独禁法のカルテル条項と、国際カルテルの条項と合わせて考えてみて、何らか考へることがありませんか。感ずることありませんか。あるいはこうすればいいんではないかなと思うような何らかの構想はありませんか。

○國務大臣(田中角栄君) 独禁法という法律や組織があるわけござりますが、反面、国際的な問題として、輸出秩序の確立ということは世界的に望まれることであり、要請されることであります。ですからまあ独禁法違反か、もしくは許されるカルテル行為か、ということは、これは政府が介入しているかどうか、行政指導によるものかどうかと言つておる谷村公取委員長の考え方、また大体筋はうだなあという感じであります。しかし、今

相手の国から要請されて自主規制をやらなければいかぬなどいろいろなことがあるわけですから、ここでやつぱり独禁法の問題自体に対しても整備をしなければならないと思います。今度の立ち入り検査を契機にして、通産省も公取との間に意見の調整ひとつ勉強したいと思います。これは実際こまかいところまでいってくると紛糾してまいりますて、法律の適用そのものもできないという状態がたくさん現に存在いたします。私たちもそういうものます。だからそういう意味で、今度の問題を契機にして法制上いまの対外経済調整に関する臨時措置法出しておきますから、ですからそういうものの中で大臣が勧告権を持つとか、調査権、調査を行なうとか、それから報告義務、情報提供を求めるとか、いろいろな問題がありますけれども、それよりも一歩進める、やはりいまの法体系にある公取そのものの法律の限界と、それから行政指導によるもの、自主規制等によって許されるもの、というものを、やっぱり明確にこの際しなきやならないのだというふうに考えます。

○大矢正君 大臣、これ関連のことなんでお尋ねをしておきますが、まあ対外貿易を進める上においての法律的なよりどころというようなものそもそもんまいりますが、しかし、どうもいまの独禁法との関連を考えてみましても、現行の輸出入取引における現存する法律では、今日のよう非常に自由貿易が後退をしている中で適合させようとすれば、無理な点が直折にあつてこら

制だ、これはカルテルだ、これは政府の権限外だ、行政権限外だから法律的にやらさなきゃならぬと、非常に輸出取引上において混亂が生ずるので、私はそういう方向も今後考へるべきじゃないかと思ひますが、いかがでしよう。

○國務大臣（田中角榮君） そういう必要性を今度の立ち入り検査で十分感ずるわけであります。独禁法によるもの、輸出入取引法によるもの、行政指導によるもの、自主規制によるもの、これはいろいろ必要な調整というものがあるわけであります。が、そういう問題があるにもかかわらず、やろうと思えば独禁法ではやれるのだというようなことになると、非常に混乱するわけでありますから、やっぱり経済調整という面から、おのずから限界を明確にするということの必要性というのは、当然起つてまいりと 思います。

○大矢正君 次は、纖維局長にお尋ねしますが、三十日に藤井委員からも質問があつたようになっておりますが、来年の九月に一応の期限が到来をする例のLTAに関する問題、これは近く交渉が行なわれるはずであります、どういう態度をもつて臨もうとされておるのか、お答えをいたただきたいと 思います。

○政府委員（佐々木敏君） LTAの機関いたしまして、綿製品委員会が六月五日から三日間ジュネーブで開催されることになつております。これは、実はLTAの取りきめでは、失効に先立つ一

者同士が「秩序ある輸出」と称して、ヤミのカルテルを結ぶのは、断じて認められない。」問題はそれから以後です。「政府が一枚かめばいい」というのは、政府はその業界の利益ばかりでなく、広く一般国民、他の関連業界などの利害も考え、全体の調和をとることができるからだ。貿易は自由を原則とすべきだが、どうしてもその自由を規制する必要があるなら、政府が責任を持つべきだ。だから本来、秩序ある輸出は政府ベースの話だと思います。」と、こう答弁されているわけです。これをあなた読んで、どういう感じを受けられますか。

○政府委員(佐々木敏君) 公正取引委員会委員長のその御判断、お考えといふものは、私どもも全くそのとおりである、かように考えます。

○大矢正君 そのとおりなら、なぜこういうことにならないようにならぬかは処置できなかつたのかといふことも含めて私は聞いています。

田中通産大臣が、それこそ無理やり首根っこを押えて、アメリカにとにかく物を売っちゃいかぬといふ協定を結んだわけでしょう。それはそれだけはそういうことをするかわりに、今度は他国に売業界に響いてくるんだから、業界は別なことを考えなければならぬとすれば、やはりそこに一方で政府が乗り出して、いけばそれは独禁法の違反にならぬんだと、政府が介入をすれば、ということの場合において、他国との間のトラブルを起させなんだから、今日の織維業界の不況その他を考えみて、なぜこれが政府の手によって行なわれなかつたのかといふことを私は聞いておる。

○政府委員(佐々木敏君) 先生から御指摘を受けますまでもなく、織維貿易の秩序ある方向につきまして、政府として責任のある方向づけをすべきであつたかと思うのであります。その点はまことに、なんだから、今日の織維業界の不況その他を考えみて、なぜこれが政府の手によって行なわれなかつたのかといふことを私は聞いておる。

○國務大臣(田中角栄君) 独禁法という法律や組織があるわけございますが、反面、国際的な問題として、輸出秩序の確立ということは世界的に望まれることであり、要請されることであります。ですからまあ独禁法違反か、もしくは許されるカルテル行為かといふことは、これは政府が介入しているかどうか、行政指導によるものかどうかと言つておる谷村公取委員長の考え方、また大体筋はそらだなあという感じであります。しかし、今

度の立ち入り検査によってどういう状態が明らかにされるか、これは通産省そのものは検査の結果を待つ以外にないわけでございますが、今度の立ち入り検査を契機にして、やはり公取としての、公取の持つ法律上の問題と、それから輸出秩序の確立という問題でどこまで調整しなければならぬのか、そこまでは当然やっていいのだ、やらなきやならないのだと、やっていいのだというよりもやらなきやならないのだということが、多国間交渉だとか二国間交渉やっていると起つてくるわけです。自主規制などどんどんやつておるわけです。相手の国から要請されて自主規制をやらなければいかぬということもあるわけですから、ここでやつぱり独禁法の問題自体に対しても整備をしなければならないと思います。今度の立ち入り検査を契機にして、通産省も公取との間に意見の調整ひとつ勉強したいと思います。これは実際こまかいところまでいってくると紛らしてまいりますて、法律の適用そのものもできないという状態がたくさん現に存在いたします。私たちもそら思いますが、だからそういう意味で、今度の問題を契機にして法制上いまの対外経済調整に関する臨時措置法出しておりますから、ですからそういうものの中で大臣が勧告権を持つとか、調査権、調査を行なうとか、それから報告義務、情報提供を求めるとか、いろいろな問題がありますけれども、それよりも一歩進める、やはりいまの法体系にある公取そのものの法律の限界と、それから行政指導によるもの、自主規制等によって許されるものというものを、やっぱり明確にこの際しなきやならないのだというふうに考えます。

のではないかと、したがつて私は、独禁法との関連もさることながら、先般のような、たとえば日本米穀維持協定が政府間において結ばれるような結果が、言うならば、係争事件を引き起こすというようなことにならないような意味においても、輸出入の取引その他全般にわたつてまた対外経済関係の調整法とともに申しましようか、そういう全体にわたつての何らかの法律を、この際、日にちがかかるべきじやないか。そうでないと、これは自ら規制だ、これはカルテルだ、これは政府の権限外だ、行政権限外だから法律的にやらざなきやならぬと、非常に輸出取引上において混乱が生ずるので、私はそういう方向も今後考へるべきじゃないかと思ひますが、いかがでしよう。

○國務大臣（田中角栄君） そういう必要性を今度の立ち入り検査で十分感ずるわけであります。独禁法によるもの、輸出入取引法によるもの、行政指導によるもの、自主規制によるもの、これはいろいろ必要な調整というものがあるわけであります、そういう問題があるにもかかわらず、やろうと思えば独禁法ではやれるのだというようなことになると、非常に混乱するわけでありますから、やっぱり経済調整という面から、おのずから境界を明確にするということの必要性というのは、当然起つてまいりたいと思います。

○大矢正君 次は、纖維局長にお尋ねしますが、三十日に藤井委員からも質問があつたように聞いておりますが、来年の九月に一応の期限が到来をする例のLTAに関する問題、これは近く交渉が行なわれるはずであります、どういう態度をもつて臨もうとされておるのか、お答えをいたただきたいと思います。

○政府委員（佐々木敏君） LTAの機関いたしまして、綿製品委員会が六月五日から三日間シンクープで開催されることになつております。これは、実はLTAの取りきめでは、失効に先立つ一

いて会合することになつておるのであります。その規定に基づいて今回第一回目の会合が行なわれる次第であります。

その第一回目の会合は、今までの慣行によりますと、まず議題いたしましては、これまでのLT Aの実績レビュー、それが中心になつております。しかしながら、先生御指摘のように、当然のことながら来年九月三十日に失効いたしますあるとの問題につきましても、各国からいろいろな意見が出ようかと思うのであります。わが国といたしましては、昨年十月にLT Aの再延長の議定書にサインいたしました場合に、ガット事務当局を通じまして、わが国としては再々延長には反対であるということを、ガット事務当局から書面で関係各國に日本の意向を伝えてもらつておるのであります。元來LT Aは暫定的なものでありまして、わがほうとしては、自由貿易を原則とする日本の立場からすれば、これについては反対であるという筋論の立場は現在も変わっておりません。したがいまして、今回のCTCの会議におきましても、その原則的なわがほうの立場は継続して強く表明するつもりでございます。

○政府委員(佐々木篤君) 今回開催されますCTCは、綿製品協定の場でござりますから、これは、綿製品に関する議論以外につきましてはCTCの分野ではないという立場で、ただいま先生おつしりして糸を含む全繊維の包括的な多国間協定といふものを目がけてアメリカはおそらく進んでくるであろうということが当時からいわれておるわけで、これからLTAの交渉に入りますと、勢いその中で包括的な繊維全般にわたっての多国間協定で強引に主張してくることが懸念されるわけであります。が、その面については、明確にそれはもうはねのけるという強い態度で事務当局は当たらざる決意がおありかどうか、お尋ねをしておきた
い。

しゃいましたような綿製品以外の毛、化合織、等に関する問題につきましては、C T Cにおいては当方は避ける。議論が出来ましても避けるというう立場で進みたいと考えておる次第であります。ただこの全織維につきましての先生御指摘のような問題につきましては、実は、かねがねガットの場にございまして、最近もガットで非公式な会合が數次行なわれたのであります。わが国といしましては、織維産業の今後を考えまして、国際貿易、あるいは織維産業自体の勉強会であるならばこれければむげに断わるべきではないというふうな態度でござります。しかし、この勉強会が将来逐次発展していく、多国間取りきめ、貿易制限的な動きに発展するのを絶対に避ける必要があるわけでありまして、私どもその点につきましては十分な配慮と、また、その条件を明確にするように、たゞいま鋭意努力中である次第であります。

○大矢正君 最後に、無登録機の問題についてお尋ねをしますが、綿スフ関係の織機は產地、業界の、また組合の非常な努力によって効果的といふか効率的にその解消が推移しているわけであります。が、綱・人綱関係も、まあまあ綿スフよりも悪いのが比較的どちらかといえば進行している。どういうわけで毛の関係の織機だけがおくれておるのか、あるいはやる気がないのか、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(佐々木敬君) 御指摘のように、無登録機、いわゆるやみ織機が、綿スフ・綱・人組合はほぼ登録機の一割程度でありますけれども、毛の織機は登録機の四割程度、三、四割程度と、いう非常に大きなやみ織機があるのであります。その原因につきましては、私ども、いろんな複雑な事情がございましてむずかしいのですけれども、一つは新幹線ができまして、農民の方方が土地を売却して、それでも一台、二台といふように織機を入れたということも、ここ近い時代

おきましては大きな原因であつたかと思うあります。そのほかにもらん一般的な毛製品の季節による大幅な需給の動き等もござりますし、流行の変遷ということによりまして、業界の体质というものが非常に時期によって動くということをもございます。あるいはまた組合の監視体制についての組合自体としての困難性といいますか、いろいろな複雑な事情がその他にもあるようありますけれども、そういった関係から、綿スフ・網・人絹とは相当違ったやみ織機の実情でござります。

○大矢正君 これは質問というよりも、私の意見としてお聞き取りを願いたいと思うのであります。一つには、たとえば綿スフ関係のように一つの方針に向かってやみ織機の解消のために非常に努力をされているところもあり、一向にそういうことに対する努力しようしないところもあり、こういうことをそのまま見過しておいたのでは、結果としてはむだな金をつぎ込むようなことにもなりかねないし、政府は単にやはり無籍織機の解消だけの判断ではなくて、非常に効率的、効果的に構造改善その他に取り組んでいる組合なり産地に対して、何らかの助成措置を別途に講じてやつて、その勢いをつけさせるような方向も私は考慮すべきではないかと思うのであります。

それからもう一つは、この無登録織機の問題に関して言わせれば、なるほどあなたがおっしゃつたように、ちょっと金が入ったから一台買つてきて、そんなもの法律なんてあるかないかわしにはわからぬよと、とにかく機械があるのでから、買つてきて自分が織るのに何が悪いんだという人もおるでしようが、中には自分で機屋をやっておりながら、それを陰に回つて、實際には自分でやつて、いながら表向きは他人にやらせるような、そういうものもなきにしもあらずで、そういう面について私は、一律にものごとを判断せよとはなかなか言ひきれないものがあると思いますので、実情とい

○藤井恒男君 ちょっと大矢先生の関係の質問に
関連させていただきまして、一言だけ大臣にお伺
いをいたしますが、カルテルの問題について先ほど
大矢先生からこまかい御質問があつたのです
が、私、一点関連して御質問申し上げますが、元
来国際貿易というものが変化しておりますしそ
れに対応していわゆるカルテルというものがずい
ぶん様子を変えておると私は思うんです。とりわけ
今回公取が立ち入り調査した一つの問題で
あります生産者協定容疑ということについては、
現に化合織が大きな需給ギャップを来たしている
ことは、これは事実です。そういう中から自主操
短を行なつた、現に行なつておる、これは通産省
も承知しておると思うんです。過日、私の質問で
も、大体四分の一くらい平均して操短しているで
あろうという、そういうお話をありました。それ
から輸出市場の分割を内容とする国際協定容疑に
ついて、いわゆるオーダリー・マーケティングです
が、これも日米政府間協定が結ばれるおりに、田
中通産大臣一昨日も私に御答弁なさったのです
が、政府間協定よりも本来自主規制が望ましいと
したがつて、業界がよく双方で話し合ってみずから
の輸出体制をつくるということが望ましい、そ
うあるべきだということを明言しておられるわけ
です。今回、歐州でやはり輸入規制の動きが顕在
化しておることも事実なんです。そういったとき
に、しかも、欧米では多国協定を結びたいとい
うこともこれは事実なんだ。だからWPの問題も
をつけようとする行為、そのことはいままでの私
は通産省の一つの行政指導だったと思う。それが
業界において行なわれようとする、あるいはそ
うしたことについて努力するその行為、それはか
くいうに最善の努力をひとつしていただきたいとい
うことを最後につけ加えてお願いして、私の質問を
終わります。

りに芽が出ていない段階で水をかけられるということになつたら、これは座して政府間協定あるいは多国間協定を待てど、向こうの思うつばになるじゃないか、こういうふうに受け取られてもやむを得ない。だから私は、今までの通産省の業界に対する行政指導、それと公取が企画するもの、それは明らかに私はギャップがある。一体それじゃどうしたらいんだと、オーダリーマーケティングを業界がみずから行なうとする姿勢、それはどうしたらいいか、手てははどうするんだ、こういうところまで発展していかなければならぬ。こういう点について、先ほどの御答弁ではちょっとまだもの足りぬのじゃないかという気がしますので、いま申し上げたような観点に立つての御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 独禁法に基づいて公取が立ち入り検査をした、これはいま法律行為をやつておるわけでありますから、通産省としては、これは推移を待たなければならないということでござります。しかし、これを契機にして、いま御指摘になつたようないろいろな問題に対して検討を必要とする。検討だけではなく、ある意味においては整理を必要とするということでございまして、まあこの国会には、輸出市場の確立のために新しい大臣勧告や情報提供といふような法律条文さえも用意しておるのでござりますから、やはり今度の問題を契機にして、対外経済調整に関する何らかの法律的措置が必要かもしませんというところまで申し上げておるわけです。これはいままでは安い品物、いい品物を安く入れるといふことが各國間でもつて望まれておつたのが、今度はいい品物でも安ければダンピング法によって取り締まるということになつておるわけです。適正価格に価格を上げなさいと、こういうこともあらゆるわけです。また日本などにおいては、輸入価格を引き下げるために国会で議論しておる。総代理店制はいかぬのだ、何で中間譲取、中間マージンがこんなに高いのか、これは物価問題から見ればそういうことでございますが、アメリカなどにお

いては、日本の品物が日本における国内価格よりも安く売られておるということでもって問題を起

こしているわけです。ですから、当然業界別に業者同士でもって協定をして自主規制を行なう、こ

れも国際的な慣行にもなつておるわけです。しか

し、現に独禁法でもつていろいろな条文もござい

ますから、いま立ち入り検査をやられておる。こ

れは法律上の行為をやつておるわけですから、こ

れに対してどうこうというわけにまいりません。

ただ、一番最終的な結論が出る前には、この種の問題に対して通産省の意見も述べるということがあつて当然しかるべきだと思ひます。ですからこ

の問題を契機にして、独禁法によるカルテル、輸出入取引法によるもの、自主規制によるもの、特

に通産省が行政指導でやるもの、いろいろあるわ

けでありますから、そういうものでこれは末端に

ある時期においてはこれを政府は奨励する。ある

時期においては同じ政府機関である公取は取り締

まる、こういうことになるわけです。ですから、そ

ういうことがやっぱりないように制度を整備しなければならないなら整備をする、で、また、け

じめをつけるなら区画整理を行なうというような

必要が十分存在いたします、こう述べておるわけ

であります。

○委員長(大森久司君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、これ

であります。

○委員長(大森久司君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よって、

採決に入ります。

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よって、

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よって、

本附帯決議案を議題とし、採決を行ない

ます。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行ない

ます。

○委員長(大森久司君) ただいま御決議いたしました。

竹田君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して田中通商産業大臣から

発言を求めておりますので、この際、これを

許します。田中通商産業大臣。

○國務大臣(田中角栄君) なお、審査報告書の作成

につきましては、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) まず、工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、工業再配置促進法案について、政府から

趣旨説明を聽取いたします。田中通商産業大臣。

○國務大臣(田中角栄君) 工業再配置促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたしました。

戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を

基調として成長、発展を続けてまいり、その結果

国民の生活水準は著しく向上いたしました。しか

しながら、成長、発展の過程において国土面積の

二〇%にしかすぎないわゆる太平洋ベルト地帶

に工業生産の七〇%強、人口の五〇%が集中をし、

一方では人口の著しい減少と財政窮屈に悩む市町

村が全市町村の約三〇%にも及ぶに至り、これに

より住宅難、交通渋滞、環境悪化等の過密問題と、過疎問題とが同時に発生しておるのが現状であります。

こうしたいわば国土资源の片寄った利用による諸弊害を是正し、今後とも長期にわたつてわが国経済社会の活力を持続し、国民生活の向上をはかつていくことが、われわれに課せられた重大な使命であると考えます。

本法案は、かかる見地から工業生産の全国的な平準化の促進を柱として国土利用の再編成を進め、工業が過度に集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場移転及びその地域における工場の新增設を環境の保全と雇用の安定に配意しつつ推進しようとするものであります。

次に、本法案の概要について御説明いたします。

第一は、工業再配置の基本となる移転促進地域と工場の誘導をはかるべき誘導地域を定めることとしていることであります。移転促進地域は、大都市とその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高い地域について、また、誘導地域は、工業の集積の程度が低く、かつ、人口増加率の低い地域について、政令で定めることとしております。

第二は、工業再配置計画を策定し、公表することとしていることであります。この計画は、目標年度における工業の業種別、地域別の配置目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、環境の保全に関する事項等について定めるもので、今後の工業再配置政策の基本となり、また民間企業の立地に関する指針としての役割りを果たすものであります。

なお、計画の策定にあたつては、新全国総合開発計画その他各種の地域振興計画、農村地域工業導入基本方針等と調和のとれたものとなるよう十分調整をはかることとしております。

第三は、移転促進地域から誘導地域における工場の新增設を促進するための税制上、財政上、金融上の措置を講ずる

こととしている 것입니다。

まず、移転促進地域から誘導地域へ移転する工場については、移転計画の認定制度を設け、この認定を受けた場合には、企業に対し償却の特例を認めるとともに、固定資産税の减免をした地方公共団体に対し減収分の補填措置を講ずることとしております。

また、財政上の措置といたしましては、誘導地域において企業が立地した場合に、主として市町村に交付される工業再配置促進助金、地方公共団体等の造成する工業団地に対する工業団地造成利子補給金を昭和四十七年度予算において計上しております。そのほか、誘導地域における産業関連施設及び生活環境施設の整備の促進等に関し所要の規定を設けております。

なお、本法に関連いたしまして、工業再配置促進対策の重要な部分を実施させるため、現在の产业结构振興事業団を改組拡充して工業再配置・产业结构振興事業団法の一部を改正する法律案を提案いたしておりますので、よろしく御審議賜わりたいと存じます。

以上が本法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○委員長(大森久司君) 次に、本法案については衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員武藤嘉文君から説明を聽取いたします。武藤衆議院議員。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 工業再配置促進法案の衆議院における修正点につきまして、御説明をさしていただきたいと思います。

修正の第一点は、第一条の目的及び第三条工業再配置計画の規定の中で「環境の保全」というの

きまして、この計画が産炭地域振興基本計画との調和が保たれなければならないことを明文化いたしましたとともに、この計画の推進にあつて関係都道府県知事の意見が無視されることのないよう、認めるとともに、固定資産税の减免をした地方公共団体に対し減収分の補填措置を講ずることとしております。

第三点は、第五条の認定の規定につきまして、認定要件として環境の整備その他環境の保全に配慮されていることを明記いたしますとともに、認定に際してあらかじめ工場の移転先の地元地方公共団体の意向を確かめておくため、移転計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見書を添付しなければならないこととしたことがあります。

第四点は、誘導地域における工場用地の造成につきまして、環境の整備その他環境の保全に配慮して行なうようつとめなければならないこととする一方、移転促進地域における工場の移転あと地の利用につきましては、公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるようつとめなければならぬこととするため、第十一条及び第十二条の規定を新設したことであります。

以上が衆議院における修正の趣旨であります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聽取いたします。本田企業局長。

○政府委員(本田早苗君) 工業再配置促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明いたします。

本法案は、特定の地域に工業が集中していることに伴う経済的・社会的弊害を是正するとともに、国土の均衡ある発展をはかることがわが国経済社会にとって緊要であることにかんがみ、過度に工業が集中している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び工業の集積の程度が低い地域における工場の新增設を、環境の保全及び雇用の安定に配意しつつ推進し、全国的な工業の再配置をはかるとするものであります。

次に、本法案のおもな内容について御説明いた

します。

第一は、工業再配置の基本となり移転促進地域と誘導地域を定めることとしていることであります。移転推進地域は、大都市とその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転をはかることが必要な地域としております。

第二は、工業再配置計画を策定し、公表することとしていることであります。この計画は、新全國総合開発計画において示された方向に基づき、これを工業の面で推進するという観点に立つものであり、高速道路網、新幹線網等のネットワークの形成に呼応し、工場の分散及び遠隔地立地を推進することをそのねらいとして定めるものであります。工業再配置計画は、法律施行後、関係省庁等と協議の上定めことになりますが、工業再配置計画においては、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新增設に関する事項等を定める記載するとともに、計画の諸目標は、これらを前記としたものとして定めることとしております。

第三は、移転促進地域から誘導地域への工場の新增設を促進するための税制上、財政上、金融上の措置を講ずる

るための税制上、財政上、金融上の措置を講ずることとしていることがあります。

まず、移転促進地域から誘導地域へ移転する工場については、通商産業大臣及び事業所管大臣による移転計画の認定を受けることができるこことし、この認定を受けた場合には、その移転前工場の事業用減価償却資産を認定計画において廃棄または譲渡するものとしている場合においては、その資産につき償却を加速して行なったときには、法人税または所得税の課税について特別の措置を講ずることができるように租税特別措置法で措置されることはなっておりません。また、認定を受けた移転計画に従つて工場を移転した事業者について、地方公共団体が固定資産税を減免した場合は、国はその減収額について三年間地方交付税によつて補てんすることとしております。

財政上の措置としては、誘導地域においては、國はその減収額について三年間地方交付税によつて補てんすることとしております。

工場の立地を促進するための工業再配置促進補助金、地方公共団体等の造成する工業団地に対する工業団地造成利子補給金を昭和四十七年度予算に計上しております。工業再配置促進補助金は、交付されるもので、いざれの場合にも用途は環境移転促進地域から誘導地域へ工場を移転した場合には当該企業及び移転先地元市町村に、誘導地域に工場を新增設した一定の場合には地元市町村に保全施設・福祉施設の建設費に限定することとしております。

そのほか、本法案に関連して提案しております産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案により、産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団とすることとしておりまですが、同公団に、移転資金の融資及び工場あと地の買上げ、中核となる工場用地の造成等の事業を行なわせることとしております。

以上のような措置を実施するため、昭和四十七年度においては、年度下期から措置を実施するものとして、工業再配置促進補助金・工業用地造成利子補助金等として一般会計予算五億円を、また、工業再配置・産炭地域振興公団の業務のため産業

投資特別会計からの出資金四十五億円、資金運用部資金からの借り入れ金五十億円及び政府保証による借り入れ金五十億円を計上しております。

以上、簡単ではありますが、法案の提案理由及びその要旨につきまして、補足御説明申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聽取いたします。田中通商産業大臣。

○國務大臣(田中角榮君) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を基調として成長、発展を続けてまいりましたが、近時、過密・過疎の弊害が顕著になつてきており、今後とも長期にわたつてわが国経済社会の活力を維持し、国民生活の向上をはかっていくためには、太平洋ベルト地帯、特にその大都市圏に工業と人口が過度に集中している現状を改め、各地域の開拓が急務となつております。

かかる観点から、地域開発の主導力となる工業に着目し、昭和四十七年度から新たに各種の工業発可能性に対応した國土利用の再編成をはかることを急務となつております。

第三は、工業再配置業務と産炭地域振興業務をそれぞれ積極的に進めるため、両者を明確に区分しておられます。

以上が産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申します。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聽取りたします。本田企業局長。

○政府委員(本田早苗君) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

御高承のとおり、産炭地域振興事業団は、昭和三十七年に設立されて以来、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な振興をはかるために必要な業務を積極的に行ない、産炭地域の振興に多大の貢献をしてまいりました。

いりました。今回の改組、拡充により公団は、從来からの産炭地域振興事業を積極的に推進するほか、新たに工業再配置事業を行なうこととしたと考えている次第であります。

次に、本法案の主要な内容について御説明いたしました。

第一は、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組拡充するため、名称の変更、役員の増員等所要の改正を行なうこととしているところであります。

第二は、この公団に、工業再配置業務を新たに行なわせることとしていることであります。工業再配置業務としましては、まず、過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとする製造事業者に対して、移転資金融資を行なうとともに、その工場あと地を買い上げることとしております。次に、工業の集積の程度が低い地域において、地方公共団体の要請に応じ、地域发展の中核となるような工業団地を造成することとしております。

第三は、工業再配置業務と産炭地域振興業務をそれぞれ積極的に進めるため、両者を明確に区分しておられます。

以上が産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申します。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聽取りたします。本田企業局長。

○政府委員(本田早苗君) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

御高承のとおり、産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況がひとり炭鉱の従業員及びその家族にとどまらず、炭鉱を中心として形成された地域の経済、社会に深刻な影響を及ぼすことにならんが、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、石炭鉱業にかかる鉱工業等の急

速かつ計画的な振興をはかるために必要な業務を行なうことを目的として昭和三十七年に設立され、自來、産炭地域の振興に多大の貢献をしてまいりました。

このたびの工業再配置促進対策を推進するにあつて、その重要な施策である工場の移転関連融資、工場用地の造成等に関する業務を円滑かつ効率的に行なう必要がありますが、それは、從来類似の業務を行なってきた産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団とし、同公団にこれら業務を行なわしめることが適当であると考え、本法案を提案することとした次第であります。これにより、公団は新たに工業再配置促進事業を行なうこととなります。産炭地域振興事業についても従来同様、積極的に推進することとしております。

次に、本法案のおもな内容について御説明いたします。

第一は、名称の変更であります。公団は、工業再配置業務と従来からの産炭地域振興業務をそれぞれ重要な業務として行なうものであることからこれを公団とすることとしております。

第二は、公団の業務として工業再配置業務を追加することであります。工業再配置業務のうち、地域振興とし、事業規模が飛躍的に拡大するため、名称も二つの業務を並列して、工業再配置・産炭地域振興事業とすることとしております。

第三は、公団の業務として工業再配置業務を追加することであります。工業再配置業務のうち、移転資金融資は、過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとする製造事業者に対し、当該移転にかかる工場のあと地の評価額の八〇%以内で移転資金を融資するものであり、金利は六・五%、貸し付け期間は原則として三年とすることとしております。また、当該工場あと地が売れない場合は、公団はこれを買取ることができるここととしております。さらに、移転に伴う運搬費、撤去費等の運転資金についても、金利七・〇%、貸し付け期間原則三年の条件で融資することとしております。

工業再配置業務の第二は、工業の集積の程度が

低い地域において、地方公共団体の要請に応じて、当該地域への工業導入による地域発展の中核となるような工業用地を造成し、これを管理及び譲渡することあります。ここで、工業用地の造成を地方公共団体の要請があつた場合は、地域の振興を任務としている地方公共団体の計画的な地域振興策を尊重するとともにその積極的な協力によって効率的な造成を行なう必要があるからであります。また、公団が造成する工業用地は、単に工場の敷地として用いられるものにとどまらず、工業用地を居住近接の魅力ある地域社会として建設するとの観点から、工業用地とあわせて住宅、道路等の施設の敷地も造成できることとしております。

本法案の内容の第三は、組織の充実整備であります。

○委員長(大森久司君) 産炭地域振興事業団を改組、拡充するに伴い、理事長を廃止し、総裁一人及び副総裁二人を新設するとともに、理事三人以内及び監事一人以内の増員を行なうこととしております。さらに、公団の経理について、工業再配置業務と産炭地域振興業務をそれぞれ積極的に行なうことができるよう、また、産炭地域振興業務は石炭及び石油対策特別会計からの出資によっており、他方工業再配置業務は産業投資特別会計からの出資によることからも、両者を明確に区分経理することとしております。

以上、簡単ではありますが、法案の提案理由及びその要旨につきまして、補足御説明申し上げました。よろしく御審議を賜わりたく、お願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で両案の提案理由の説明の聽取は終わりました。

○委員長(大森久司君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取することに御異議ございません。

ざいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これが委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大森久司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後一時九分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、これより両案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○阿具根豊君 質問に入ります前に、せっかく衆議院から武藤さんがお見えになつて修正の御説明をいただきました。お忙しいと思いますので、冒頭に質問申し上げたいと思ひます。

いろいろ御審議の上に修正をされて、御説明いただいたのですが、第二点について、産炭地域振興の基本計画との調和ということで産炭地域を入れたのはまことにけつこうだと思うんです。しかしこの法律案見てみますと、近畿地区、関東地区、その他みんな入つておりますが、九州や四国といふのは一言半句も入つておらないわけなんです。なぜね。おそらくこれは「その他他の規定による地域の振興」云々と、これに入つてゐるのだといふのはみんな入つておりますが、九州や四国といふのは一言半句も入つておらないわけなんです。しかし、せつかく産炭地域をここに挿入する修正をされると、どうなんならば、どうして四国や九州というところがこれに入らなかつたのか、そういう点お伺いしておきたいと思ふんです。

○委員長(大森久司君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取することに御異議ございません。

○衆議院議員(武藤嘉文君) お答えさせていただきます。

まあこの工業再配置計画といふものは、先ほど大臣からの提案理由の説明にもございましたように、太平洋ベルト地帯に七三%も集中しておるもの分散をしなければどうにもならないと、こういう発想から出でるわけございまして、いま御指摘の問題につきましては、これは当然四国も九州も入るわけであるわざだと私どもは解釈をいたしております。ただ、この工業再配置計画の第三条の三項に産炭地域振興の計画だけを私どもを分散をしなければどうにもならないと、こいつ発想から出でるわけございまして、いま御指摘の問題につきましては、これは当然四国も九州も入るわけであるわざだと私どもは解釈をいたしております。ただ、この工業再配置計画の第三条の三項に産炭地域振興の計画だけを私どもが入れて、そういうものをどうして明示してくれなかつたかと、こういう御指摘ございますが、これは役所のほうへ承りますと、北海道総合開発計画というものが実は地域の開発計画としては一つわれわれは承りましたものでございますから、四国なり九州なりを明文化しなかつたということ、産炭地域振興基本計画につきましては御承知のような事情で、この工業再配置の公団といふものが、工業再配置だけの公団ができなくて、もう一つの法律改正をお願いしておられます産炭地域振興事業団法を改正いたしまして、産炭地域振興事業団を改組して、工業再配置・産炭地域振興公団と、こういうことになつたきつともありますのでござりますから、特に産炭地域から、そういう事業団法の改正もあり、たいへん御要望が強いといふことをわれわれ承りましたものですから、この産炭地域振興基本計画だけを取り上げてここに追加をさしていただきたいということございまして、御趣旨はもう阿具根先生のおっしゃるところ、われわれは四国、九州も当然入るものと、こう了解し、そしてそれは代表的に北海道総合開発計画がそれを代表しておると、こういうふうに解釈を

いたしております。

○阿具根豊君 この3を読んでみますと、確かに工業再配置計画は全国総合開発計画と首都圏、近畿、中部と、これが一番密集しておるところだと、だからこれを誘致地区に持つていくのだということがありますと、北海道と沖縄が一番適当などころになりますと、それがなぜ入らなかつたのか。他の説明では大臣は、志布志湾なんかというの昔は連合艦隊が入つたところなんだと、あんなところに工場入つてこないのはおかしいんだ、ああいうところにどんどん伸ばすんだと、こういうことを言っておられるんです。そうすると、この補足説明の中には四国も九州もちゃんと入つておるわけなんですね。しかし、それは一つの精神であつても、法の表にはそれが出てきておらないわけなんです。これは説明を聞けば当然わかるんです。全部並べてやいかぬかといふこともあるでしょうし、一応これを並べておいて、その他はこれに準ずるんだと、その他もあるじゃないかといふこともあります。これは説明を聞けば当然わかるんだと、そういうふうに思つたんですけどね。やはり法律のたてまえからこれは並べておいて、その他はこれに準ずるんだと、その他もあるじゃないかといふこともあります。これは説明を聞けば当然わかるんだと、そういうふうに思つたんですけどね。やはり法律のたてまえからこれは並べておいて、その他はこれに準ずるんだと、その他もあるじゃないかといふこともあります。これはこのあと政府に御質問していきますから、御苦心のほどせつかくお見えになりましたから、御苦心のほどはわかりました。もう私の質問はこれで終わりますから、どうぞ御自由にお引き取りください。

まず、産炭地域振興事業団が公団になつたと、これは当然油に重点がかかるひとつ質問していきたいと思うんですが、田中通産大臣になられてから、先般は石炭特別会計を石油石炭特別会計として、将来はこういうことからひとつ質問していきたいと思うのですが、田中通産大臣になられてから、先般はいうような構想になつてきて、期限も四十九年じゃなくてさらに延ばすということをお伺いしておりますから、その点は別といたしましたが、それを代表しておると、こういうふうに解釈を

今度は産炭地の振興事業団を工業の再配置と一緒にされた。そうすると、これは長い将来ということよりも、重点がどっちにあるだろうか。こうしたことを考えまいりますと、産炭地といふのは大体限られておる。いままでに、三十七年からですか、やつてきて相当実績もあがつてることです。そうすると何かそれは、事情わからぬじやないんです。わからぬじやないけれども、それは行管の指示によつて、もう外郭団体つくつちやならぬということのために、ふやすんじやないんだといふことでわざわざ事業団にくつつけられた。これをまた油と石炭じやないけれども、非常に似ておるようだけれども、私は、この法の精神からいつ少し違うんじやないか。どうしてこの違うのを一緒にせにやならぬのだと、こういうような考え方を持つわけなんですが、この点について、ひとつ大臣のお考えを承りたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 産炭地振興が必要であることは、もう申しますでもないことござります。

で、現に相当な実績をあげてまつておるわけでござりますが、いま工業の再配置の計画を新たに進めようという考え方方に立つて考えますときには、工業再配置といふのは全国的なものございまして、産炭地域といふ局限されたものではありません。しかし逆に言ふと、産炭地は工業の再配

置を引き受ける側の一つであることは間違いないわけであります。ですから産炭地域は、産炭地域振興法の上に、全国的に見た工場を引き受ける誘導地域としての二つがあつておると、こう見れば間違いないわけでございます。まあ産炭地は確かにいろいろな計画を行ない、土地を造成し、成績をあげてまいりましたが、これに工業再配置法が二重になり、しかも、一つの公團として合理的な調整を行ないつつ政策が行なえるとしたならば、今まで単独に産炭地振興だけをやつておつたときよりも一体メリットがあるのかないのかと、こうすることを考えると、二重にしたほうがメリットがあるということになつたわけです。で、公團も一つにしたほうがいいと。それは産炭地の一つ

の例をとりますと、今まで造成はいたしました、

それで、産炭地域振興事業団は工場の誘致といふことに対しているいろいろ運動しましたが、なかなか

産炭地といふところは、これは石炭山があつたと

いうことで発達をした地域でございますので、必ずしも産業立地としてすべてが優位であるという

わけにはまらない。水の問題とか、電力の問題も

できましたか、どうも来るものというと、縫製工

場とか、今までの下請のよくな工場で、

国際経済の波動には耐えがたいようなものが多

かった。そこで、産炭地といふものを考えるとき

に、全国的にその地方全部の中で、この産炭地と

いうものとのつながりをどうするか、ということが考えられるならば、産炭地への事業誘致ももっと

合理的に促進をされるだろう、こういう考え方があつります。

もう一つは、今度産炭地域振興事業団が工業再

配置・産炭地域振興公團といふように一緒になつて、ことしは十月一日から百五十億、これは平年

度三百億といふのがスタートでございます。しか

し、実際はマルが一つ足りないと思つておるんで

す。私が要求したときには三千億でございました

から、そういう意味では一〇〇%でスタートする。

この制度が私は進んでいけば、これはほんとうに

三千億からマルが一つも二つもつくような時代がくると思うのであります。そしてきのうの朝刊に

出ておりますが、東京の環七から中に車を入れないということで、入れることがいいのか、入れな

いことがいいのかという議論をしておりますが、そこに入れないということになれば、代替の地下

鐵ができるおらない限り入れざるを得ません。と

めれば都市の機能は停止をしてしまうわけであり得ない。分散せざるを得ないというよりも、工場

ですから、これは生産コストなどといふ問題じゃないわけであります。だから、光化学スマックの問題一つ取り上げてみても、これは分散せざるを得ない。

その上に総裁が一つ頭にきてきた。そうなると、

も車も停止を要求しておるということが、もう現実の問題として起つてゐるんですから、私は、これはもうマルが二つも三つもつくと思います。そうなつてくる方向にありながら、ことしの仕事とは、新しく工事の再配置がすぐ行なわれる

第三はどうかというと、美唄のようなところ、いまの産炭地だけではなかなか工場がいかない。

国家が非常により強い誘導政策をやつてもらうな

らば、これは考えられます。こういう問題が重なつておるわけであります。そういう意味で、産炭地振興公團といふものにしてやつていくのが非常

に合理的であり、この事業を推進するためにプラスになつてもマイナスにはならない。そういうこ

とで、これを一つにしよう、こういうことになつたわけでござります。ですから、私は今度の工業

再配置・産炭地域振興公團といふもので行なわれることによって、産炭地域振興事業団で行なわれることよりも強力になつていく、合理的になる、

こういう考え方を前提にいたしておるわけでござります。

○阿見根登君 大臣の考えはよくわかりますし、

産炭地の今までの企業誘致が企業といふことよ

りも、産炭地のまあ若い娘さんとか、あるいは女

の方を対象にしたような縫製工場が大部分であつた、全くそのとおりです。もともと炭鉱ができる

町なり市なりが発展してきたところだから、確かに交通の便利もその他も悪いと思うんです。しか

し、それでは産炭地とこの工場再配置とくるで

やだ。あと始末は全部政府なり、あるいは自治体

がぶかなければいかぬが、それがぬぐえないから、

一番犠牲をこうむつておるのは、これは住民であ

る。そういうことも言われるから、まあ産炭地に

事業を持つてくるようにするのだといふことはこ

こじや言われるけれども、実際問題としてそれで

は、産炭地を最優先に持つてくるのだ、こういう

ことがはつきり言えるか、これもなかなかむずか

しいのじやないかと思うのです。そうしますと、

実際は産炭地に持つてきたいのだけれども、工場

がなかなか来ないのだ。税制も優遇してやつた、

財政措置もしてやつた、だけれども来ないのだ、

こういうことで私は、自然逆にいつてしまふの

じやないか。それで、この産炭地振興といふのは、

もう目的にはつきり書いてありますように、炭鉱が閉山になった場合の自治体の今日の困窮がある。今後何とか復活しなければならぬということにしてあるのと、工場再配置というは矛盾していくようになります。しかも今まで言われるよう、一つと一つの連合体になつておるのでから、そういう点はどういうふうにお考えになつておりますか。

は、ほんとうに先ほどから述べておりますように、必ずしも工業立地として最優秀の土地であるかないかということは、議論があります。議論がありますが、産炭地といふものはそれなりの町を形成したり、村を形成しております。そうしてまた炭鉱があつたのでありますから、終閉山をやつたあとでも引き込み線が残つておるわけでありますて、用地があつたり、電力の引き込み線があつたり、また地形上の制約はあるにしても、それなりの労働者住宅があつたり、労働力は他に転出をしなければならないほど質のいい労働力もあるはずでありますから、そういう意味で、政策よろしきを得れば産炭地に企業誘致ができる、またそしむなければならぬといふ政策——そししなければならないといふことは、政策を実行しておるのが産炭地域振興事業団でございます。だから、その産炭地域振興事業団とこの工業再配置促進法案といふものが、再配置計画といふものに相反するものであれば問題がありますが、これは全く同じ方向なものでござります。しかも、工業再配置といふことを進めていく過程において、産炭地域振興事業団だけで仕事をしておるよりもメリットがあるはずであります。それは、工場を追い出そうとしております。産炭地振興では産炭地振興だけやっておりますが、このように工場を追い出しますといふのは仕事はやつておらぬわけです。今度は施設は、都市に過度に集中をしない。追い出すような地域には、いまですら困つておる地域に新

しく工場を建設されないようにしたいということになりますから、誘導地域に過密地帯から工場が出ていくだけではなく、新しく、日本の経済は一〇%ずつ年率成長するとすればどうなるかというと、十五年後には四倍になるわけがありますから、少なくともいまから十五年間に三倍、いまある施設のふえる三倍分は過密地帯には持つていかないようになります。こうしたことありますから、そういう意味では、産炭地振興というだけではなく、この法律と一緒にして、一緒に計画をすることによって今までの産炭地計画よりはよくなると、こういうことが言えるわけです。これは大阪も非常に過密でございますから、大阪から——初めは奈良県などはベッドタウンだったのです。ところが、これからは下請工場もみんな奈良県や和歌山県に出ていってしまって、しまいには大阪と同じになってしまおそれがあるから、これはやっぱりちゃんと計画してやらなければならぬ、こういうことになります。だから、追い出しと、それから新しく発生する工業施設といふものを地方に定着をさせようという政策をあわせてやっておられますので、言うならば、産炭地振興事業団の政策をあと押しをして、もつと助成をするような状態になるわけであります。そういうことでありますから、目的は同じだということでありますので、これを一つにすることが望ましいと、こういうことにいたしたわけであります。

ういう意味で副総裁は二人にしたいと、こういふことで最終的には行管も財政当局もこれを承認したわけでございますが、これは私は、とにかくこの法律が成立をすれば、誘導地域として無条件に指定するところというのは何かといつたら、産炭地はほとんど無条件に指定されるわけです。そういうことを考えてみても、これは非常にいい法律だし、私だけが自画自賛しておるのではなく、長いこと産炭地の振興問題で苦労された皆さんの方から考えると、これはひとつ新しい道を開くものだと。これで少しは前進すると、こう私は評価いただけるものだと。私自身はそういう考え方で産炭地振興事業団を改組拡大することが、一番産炭地のためにもこの法律のためにもいいことだと、こう考えたわけであります。

にもないわけです。だから言っておられる精神、あるいは補足説明の中に言つておられるのを聞くとよくわかるけれども、この法律案だけ見れば、あくまでもこれは一つ一つ別個のものであって、そして将来は、まあ将来といえばそれは長い将来まで産炭地が、こんないつまでも残っておったんじゃない困るのですが、そういう心配が多分にあるわけなんです。

そこで、ひとつこれは石炭部長でもいいですが、お尋ねしたいですが、先ほどちょっと大臣からも言われましたが、美唄のあと地は一体どうなりましたか。さらにまた、ことしが二千七百五十万トン、五十年が二千万トンと、そうするとあと二年間のうちに七百五十万トンの山がつぶれる。それに対する対策はどういうふうに産炭地対策としては考えておられるか。いま閉山になつたところの産炭地の造成なり、買い上げなり、その他がどのくらい完了しておるか。そして、企業が縫製工場といわれております、私も知っておりますが、そのほかにどういう企業が出てきたか。これは労働省に質問いたしましたがね、この産炭地のあとでの就職の状態は一体どうなのか。それから、生活保護に大部分が頼つておる地区があるが、一体、そういうところには企業が来るのか来ないのか。また、來た企業は一体どういう企業なのか、その点ひとつ石炭部長と労働者のほうから御説明願います。

○政府委員(青木慎三君) まず一番先に、美唄の閉山がきまりまして、その後企業家の視察団を現地に派遣いたしまして、大体七社くらいの企業の進出希望がございまして、二十四万平米の団地に立地するという見通しなつております。今後も引き続きこの方向を続けてまいりますし、三菱グループにも進出の要請をしてまいりたいというふうに考えております。全体の数字で申しますと、産炭地への企業進出状況でございますが、三十七年から四十年までに進出いたしました企業が三百三十一企業でございます。その後四十二年に四企業、四十三年が八十三企業、四十四年が百四

企業、四十五年が百十四企業、四十六年百六企業と、いうふうな推移をいたしております。団地の造成のことについて申しますと、工業団地を産炭地域振興事業団が造成いたしました団地数は、計画いたしましては、昭和四十七年度末までに百五を完成する予定でございます。その総面積は二千九百三十九万四千平方メートル、四十六年十二月末の数字で申しますと、完成しておりますのが八十団地でございまして、面積が千二百八十五万平方メートルでございます。そのうち譲渡が終わっておりますのが八百七十七万平方メートルでございまして、譲渡率は六八・二%という

数字になっております。
団地造成並びに企業進出関係の数字は以上のと
おりでございます。

○ 豪明眞(皇月三郎君) 昭和三十七年度以降六十年度末までの実績を数字でお答えいたしますと、十九万三千六百人の求職者が産炭地で発生をしておりますが、その九七%に当たる約十八万八千人が再就職等の対策を受けて就業しております。これらの再就職者のうち、産炭地域振興事業団が行ないます融資事業による誘致企業へは約八千人くらいが再就職をしてございます。なお、このうち資本金が五千万円以上の企業への就職者はおよそ三千人くらいではなかろうかというようになります。

○阿見根登君 労働省、ちょっと聞き漏らしましたが、十九万三千六百人の閉山による失業者のう

○阿久根登君 そうして、産炭地に持つてきた企業で就職したのは八千人ですか。

○説明員（望月三郎君） そういうことぢやございま
す。

○阿木根登君　そうでしょうね。大臣、これでもわかるでしょ。いま石炭部長のほうからは一千一百八十五万平方メートル造成したんだと、しかもそのうちの六八・二%はもう売れちゃったと。私はりっぱだと思ふんです。よく売れたと思うんですね。

しかし、そこに来た企業は四十六年度で百六ですか、四十五年百十四、四十四年で百四、これだけの企業が来ておるのに、いままで三十六年から今まで十一年間にたつた八千人。いかに微々たる企業が来ているか。企業とも言えないようなものばかり来ておる。最近毎年百何ぼ来ておる。そうすると十八万八千人労働省が就職を世話してくれた。しかし、そのうちの八千人だけだから、あとの十八万人というのはよそへ出でいくことになる。ここは過疎になるんですね。だから、いまだえども、大臣のことばで言えば、いまそうちだか今度はよくするんだと、こうおっしゃるけれど

も、企業そのものは大きな企業は来ないんです。これは相当なことをしてもらわねば来ないです。帳面づらでは毎年百幾つもの企業が来るから、

人も失業者は出ないはずです。ところが、それに雇われる人というのとはまことに微々たるものではす。だから、今度のやつも大体大臣の構想では、これは五千万元以上くらいの大きな工場をあつちこつち持っていくんだと、そうすれば小さい下請はついてくるのだと、こういう考え方だとぼくは思うのです。どうでなかつたら焼き直しであつて、産炭地は名前だけ、企業はまだ百も、二百も来るでしょう。しかし、来るやつは女人の人二十人か三三人使ひような、くつ下つくつたり、メリヤスつ

あまりにも賃金が安いから私は陳情を受けて、ある会社に交渉してみた。これでやあまり安いじや

この点が、太陽の名前と同じで、金の資金であるからこんなところに来ませんよと、こう言うのです。

安いから来た、そうじゃなかつたら何のために、われわれは何も慈善事業やつてあるわけではない

賃金が安いからこっちへ来たんだから、金なら何でこんなに来ますか、名古屋か大阪でやりますよ、こう開き直られた。こういう考え方なんですね。確かに企業の持っている考え方なんです。

業に徹すれば慈善事業じゃないんだから、もうかるために企業をやるのだから、そうすると来るはそういうような企業であって、そして一番低價で一部の人が、女人だけが仕事をする、こういう哀れな姿になるとと思うのです。これは大臣が私が言うよりよく御存じですよ。で、少しでも向きに行こうじゃないかと言われる熱意は非常にあります。しかし、私は今まで見てきて、大臣の熱意だけじゃともこれは産地はまた置いてきぼりだ、こう思うのですが、どうしようか。

も同じ考え方を持つておりますから、こういう施設等を考えたんです。これはしかも、私が考えたものは、こんなものではないです。ないですが、まず三

をやつたときのコンピューターがはじいた数字を見ますと、六十年には全人口の八五%近くが都市

わけありません。それから地価が下がることはあります。それよりも一番困るのは、生産コスト

が非常に上がるというのは、交通が確保されない労働者に住宅を提供できない、月給は相当上がつておるのであります。月給は上がっておるのであるが、都巿の中では住宅が持てない、こういうことでござります。そうすると当然生産コストは上がつてしまふ。

ります。そこへ一番最後に王手飛車のような論議が出てまいりましたのが、車の乗り入れができぬ、同時に路上もできない、地下鉄である。地下鉄は建設費の二分の一を税金で補助しても赤字である。キロ当たり七十五億から百億かかります。街路を広げようとすれば九三%から九四%は用地買収費である。そこへ光化学スマッグと、こういうことになりますから、これではほつともしても地方に分散しそうなのですが、誘導政策と禁止政策をあわせて行なないと、どうして本場を東京へ持ってくるため、その工場を釜ヶ淵工場を東京へ持ってくるため、その工場を釜ヶ淵

の一世紀たつているんですから、生産施設もみんな更改の時期にきておる。いま迷つておるんです。いまのところに投資をするか、そうでなく、加速償却圧縮記張制度があり、政府も金を貸す、あと地も買つてくれるならば出でいこう。こういうことでございまして、この間政府が発表しました中小企業白書には、中小企業の二六%は直ちに移転をしたい、それで、なおその上に条件がそろえれば、というもののまで入れると五〇%移転したいと、こういうことをいっているわけでありますから、もう現実的にも経済的な面から見ればベイしないといふ状態もございます。そういう意味で、ちょうど国民全体が選択に迷つておるときに政策の方向を明らかにするということは、当然これは責任でございます。そういう意味で新幹線、それから航空路、内国海運、それから高速自動車道路等の建設画を明らかにして、地方との距離感をなくす。経済的にも計算ができるわけでござります。その上に、これ以上過密に拍車をかけるように都市に集中をしないように、しても損だというようない、都市は今度税率を上げて高い税金ということがあります。ならばなければなりません。そういう意味でこれはスタートしたんです。ところが、初めはまあ財源であるところの法人税の暫定税率一・七五、これはことし勘定しますと大体一千五百億円です。ちょうど超党派でもつて昭和二十九年にガソリン税を目的税にしたために道路がよくなつたと、これと同じ思想で考えたわけです。第二には自動車トン税をやりまして、第三がこれだつたんですから、それで一・七五という税率、一千五百億円を原資にして特別会計をつくれば、同額は一般会計から入れなきゃいかぬ。それで三千億円になる。こういうことがスタートだつたんです。そうすれば、これはもう私は、地方開発というような小さな視野に立つた問題ではなく、全国的な政策として第二次産業の平準化、工業の再配置ということが強く推進されれば、その過程において産炭地振興もいよいよ非常によくなる。産炭地振興というのは、やはり産炭地へ行つたほうが利益も

益になるという前提をつくらなければ行かないのです。これはそうです。だから、今までの産業地でもちゃんと政策はありますから、これは産業地に誘導するときには、産炭地に争って行くようなところでなければならぬ。だからそうなれば、私がいま言つたように、利益を追求しておる会社で、じことであつて、そんな考え方で、そういうことを言わせるような制度では、産炭地の振興も地方改善もできないと私は考える。そういう意味で、水もあるし、土地もあるし、炭鉱住宅もあるし、そこで生まれ育つた人は、働くところがないから東京や大阪のきたないところに出てきているのです。生まれ育つたところはそれはわが郷土であり、職業があつて、東京や大阪で働くと同じく賃金が得られるならば、何も過密の中に出でてくることはないのです。だから、政治の上ではそういう現実に合うような政策をやはり先駆せしめる、こういうことで私もこういうものと取り組んだわけであります。これは私たちが通産省として取り組むのはあたりまえなんです。通産省は公害の発生源であると、人殺しであるといわれつつ、通産省はこの程度の政策を用意しないと、その責任を果たすゆえんではない、こういうことなんですね。ですからそこをひとつ御理解いただきたい、こう思うのです。

きるのですよ。非常に賛成なんですよ。しかし、
当初言われましたような、まあ悪いことばで言えば、衆議院の中ではもう大臣もお聞きになつただ
ろうけれども、田中さん一番実力大臣であつて、
大きなふろしきを広げてものと言うのに、この場
合にはハンカチになつてしまつたじゃないか、な
ぜ大ぶろしきをそのまま広げなかつたかといふこと
とで、三千億円が三百億円になつたということだ
と思うのですね。われわれだって、まあ田中通産
大臣になつて、いままでずっとやつてきてできなか
つたやつを、抜本的にここで歎詠めをやろうと。
そしてわれわれは、今度の通産省の目玉商品だと、
こう言われたから、少なくともおっしゃるようによ
マルがもう一ちよ多く出てくると思つたんで
す。そうしないと、確かに大臣が考えておられる
気持ちはわかるけれども、結局それでは魅力がな
い、気持ちはわかるけれども。まあ産炭地に行くんだ
だけの勇気は持たない企業は、こうくると思ふの
ですね。これは英國でもフランスでも見てみると、
その企業に対しても、いま大臣が出しておる気持
ちは同じだけれども、出しておられる予算と比べ
たら雲泥の差がある。そのままにはならないと思
うけれども、非常にその大臣の考え方を進めなけ
れば、これはどうにもならなくなると思うのです。
しかし、これではどうしても私は、またもう一回
今度は新々といふんですかな、というものをつけ
らなければならないようになつてくるんじやなか
ろうか。たとえばどちらが先か、何かということ
になりますけれども、まあ過密地域になつてくる
から、道路もよくせい、広くせい。新幹線もつく
れということで、私も鉄道審議会の委員ですが、
大臣も長くやっておられたですが、今度北海道か
ら九州までできるようにはなりましたけれども、
ならば、山陰のほうはどうなのか。ここは工場も
少ない、人も少ないから、まだまだ計画もない。
そうすると、わざわざ過密都市をつくつていくよ
うな政策をまず考えたわけなんです。そしてそ
こに人間が集まつてくる。そうすると、これ以上
集まつてくると税金が高くなりますが、生活費が

高くなりますよといつて、しわ寄せはその住民にくる。だからまず、そういう大きな青写真をかいたなら、やはりいま過疎のどころにどう鉄道を持つていったならば、そうしたならばどうう企業が来るだろうかと、この問題を考えなくて、企業が来たから鉄道を引かなければならぬ、人が集まつたから土地が高くなつたというのは逆だと思うのですね。逆にしなかつたら、あとあと追つかけしていくから、結局は金はうんとかかるし、ずっとできたあとのあと整理を追つかけていくだけだ。だから物価も上がつてくる。賃金が上がって少しも生活がよくならない。せっかく実力ナンバーワンの田中大臣ですから、そういう今まで踏んできたわだちではなくて、ほんとうに歯どめになる抜本的なそういうものを私は非常に期待したわけなんです。しかし、もうこの段階になつて十倍にしろといつても、これはできっこないです。だから何か大臣の考え方はわかるのです。考え方はわかるけれども——これに考え方の一部がにじんでいることも私はわかります。しかし、これでは結局、先ほども申し上げましたように、あと整理だけで、そうしてまた過疎と過疎が出てくると、こういうふうに感じるのですが、それは何とかならないですかね、そのところ。

十年間で三万九千人から五百二十万人になったのです。そのかわり北海道の鉄道も全部赤字です。当分まだ赤字なんです。しかし、鉄道の赤字の累計の何千倍、何万倍も北海道は発展をし、国民総生産に寄与している。これは言うまでもないことです。あとは全部あなたの言うあと追い投資なんです。ただ法律が、国道は、一日車が三千台以上を国道という、こういうような基準がもうそうなんで、年間の荷揚げが何十万吨をこさなければ重要港湾には指定しない。ですから、町があると、一日の乗降客はふえるからホームを長くする、裏口をつくるということであって、それは過密の惡循環につながってきたことも事実なんです。そのとおりなんです。ですから、今度土地、公害、水、労働力、四十七年対比六十年で若年労働力は三〇%しかふえないのです。そういう状態にぶつかってきて初めて国民だれもが考えなければならないといふので、政府が考えたのが新全総計画でございまます。

新全総計画も結局は一つの方向を、自然発生を認めておったわけです。それに少しの修正をしたのが苦小牧であり、いまの鹿島であり、それから四日市であり、水島であり、大分湾です。これは何か小型の東京と大阪をつくったようになつてしまつた。これはスピードが速いですから。そこで新々全総に直さなければならぬ、ということになつてきて、ちょうどそのころ通産省も黙つてはおつたけれども、これだけ公害発生源といわれる通産省でござりますから、通産省は通産省なりにちゃんと考えたのです。昭和四十二年、工場立地、適正化法というものを立案しようと思つていたら、各省が反対してできなかつたのです。あのとき工場立地適正化法ができるれば、私は、公害行政というものはこんなにどん詰まりまで追込まれないで、まだ合理的な政策が行なわれたと思いますし、産炭地も低開発地域工業開発促進法や、あるいは総合農政ということをやつたら、余つた農業人口は全部東京へ来るのか、そこへ定着を

せしめるほうが得なのかということが当然考えら
れたはずです。それを全然考えないで、矢張り
やに総合農政を行ない、どんどんやってきて、工
場立地適正化法はできなかつたのです。そのため
にこうなつたじゃありませんか。だから、ほんと
うにそれは政府として、私も長いこと財政担当の
大臣でもございましたし、その責任を追及され
しかるべきだと思うのです。だから、せめて通産
大臣になつたこのときには、おそまきながらこの
くらいの法律を出さなければだめだ。しかもこれ
は、少なくとも十月一日までには青写真はできま
す、六十年展望の。これは合理的なものではあり
ませんが、青写真はできます。ですから、これに
合わせて新全総計画——きょうはまた私は、経済
企画庁長官臨時代理でもありますから、そういう
意味で新々全総計画というのも、今までのも
のよりも合理的でなければならないと思うので
す。だって、これはこのテーブルからちゃんと皆
さんの質問に答えていい、経済企画庁の答弁の中で
で。いま関東地方における二千八百万人の人は昭
和六十年には四千万人をこします。こしては困る
ので、第一、車も何も身動きができなくなります。
だから、その意味で何とかして関東に集まらない
ようにしなければならぬと思うのです。しかし
政策はいまぐらいの政策だとせいぜい三千八百万
人にとどめる以外には手はありませんと、これは
政府を代表して言つておる。私がいま臨時代理を
している経済企画庁がそう答弁している。私が答
弁してもいいのですが、そのとおりなんです。だ
から、そんなことでもつて一体公害の除去や生命
の安全、そういうものがほんとうにできるわけあ
りません。日本の経済発展のメリットを国民が享
受することはできない。一〇%成長を維持するた
めに一五%——成長する分だけ公共投資をやらな
ければ都市機能が確保できないということであり
ますから、だから方向としてはもうこういう政策
をとらざるを得ないので。実際上とらざるを得
ません。いま農業人口の農業以外の収入というも
のが六五%も伸びているわけですから、そういう

意味から、いつてやはりそうせざるを得ないのです。これは全く純農業ということだけではなかなかバランスがとれないわけです。
まあそういう意味でこの政策の御審議をいただいておるのですが、これが理想には遠い。そのとおりです。理想には遠いのですが、この入れものだけはこの国会でスタートさせておかないと、これはことしました、この間もさめたように、四五百億財投をやっていく、外貨を使おうといつて。私もちゃんと担当大臣としておったのですが、いよいよ景気刺激が必要で公共投資をやるならば、この工業再配置の公団に出すならば、五千億でも一兆円でもやれますよ。これは府県に金を預託しておけばいいのですから、できるのです。その入れものをつくらなければならないということで、非常に強く主張をやつたわけです。ですからこれは私は、この法律を出しまして、これが成立したら、将来こういうものは、閣法でやつたから閣法で直さなければならぬということはありません。これこそ超党派で私はこの法律を土台にして直せば、今後どうすれば過度集中は排除できるか、どうすれば地方開発ができるか——これは地方開発というような狭い面ではないのです。実際においてどうしてもなきなさればならないということでありますから、もう資源分配の面から考えてみても、どうしても必要である。そういうためにはこの国会で成立をさせいただいて、第二の段階においてはこれはもう皆さんからお力添えをいただいていくべきだと思います。
私は、戦後、やっぱり事實上大きな議員立法というようなものは、これはガソリン税を目的税にしたときには全議員の立法で、やはりこれは当時政府は抵抗した。非常に抵抗がありました。ありましたけれども、全議員の立法として道路三法は通過をしておる。十七年間にその予算は百倍になつた。当初二百億のものが十兆三千五百億、十五年でなつておる。これはまあそう問題は国民的な問題だと思う。ほんとうに内閣とか一政党とかいう問題ではないと思う。これはもう。だから

そういう意味で、それについてはどうもスターとが小さ過ぎると、こういうことでございますが、これはちょうど去年一・七五という——私が四十年に不況のときに2%法人税率を引き下げ、地方交付税率を2%引き上げたわけあります。それが暫定税率になつておったわけです。ところが、その税率があるので、まあそれは非常にこういう制度をスタートさせるにはチャンスである。これも一・七五整理をしてしまってからではおそい、こういう考え方で立案をし、しかもそれが、四二年に通産省が当然国会に出さなければならなかつた工場立地適正化法の精神というものはこの中に貢かれております。だから、そういう意味で御審議をいただいておるのであります。私の力と通産省の力だけではなかなか合理的、理想的なものはできないと思いますが、これは、やっぱりどうしてもこの法律の持つ精神というものはぜひ実現をいたしたい。これはもういたさなければ、ほんとうに日本人が幾ら働いても、高い成長を続けながら理想的な日本をつくるわけにはいかないと、こういう考え方にしておるわけでありますので、まあ御叱責を賜るのはけつこうであります。ですが、ひとつこの法律をふ化していただいて何とかものにしていただきと、こういう方向でひとつお願ひいたしたいと思います。

策というものが出来ましたので六十年展望ができるわけです。そうすると、新々全総も六十年を展望しておりますから、だから、この法律が企図しているところと軌を一にしているわけでありますので、今までのよう大きくなっています。それがなくなるだろうと思います。これは、少なくとも六十年の工業生産という一番大事な指標をこれから各県別に計算をして、そういうことでござります。

○阿良根登君 まあこの問題につきまして、これは一昨日の新聞に出でておりますが、大石長官は、去る二十八日、奈良市で新全総計画について、国土をこま切れにして公害をばらまく計画にこれはほかならないと、こういうことを言られて、問題になって、これは閣議じやつし口がすべりましたと言つたのですが、これは私は、まあ大石長官が何も故意にこういう政策を批判したというのじやなくて、やっぱり一般の国民が受けける感じといふのは、何か公害をばらまんだと、一ヵ所に集めておいてから公害、公害でたかれるからばらまくんだと、こういうようなやっぱり心配があると思うんです。で、閣僚の一人の方が、それは大臣がこれだけ一生懸命やつて、そしてこれはどうしても行き詰まるはずだからやらざるを得ないと、こう言つておると、同じ閣僚の中では、これまくのだと、薄めるのだと、こういう考え方が同じ閣僚の中にあるとするならば、これは一般的国民の方々が、これはせつかくこういう構想で、そしてさあ受け入れ態勢だ、さあそちらへ持つておこうということになると、今度そこの住民が、いやお断りしますということで、なかなかうまくない。これは実際九州でも、大分でも福岡でも御承知のように、住民というのはこの公害に対して非常に神経をとがらせておるわけなんです。私たちもそうなんです。しかも水俣なんという

のは、まあ大臣も御承知だと思うのですけれども、いま水俣病、水俣病といつておられますけれども、大体五%だと思います。去年、年率四・七%といましたときに同じ論争をやっておったのです。そのときに、会社側についたのは通産省なんです。厚生省は熊本大学の意見を、確かにこれは公害ですよということを言ってくれたけれども、通産省は、会社側がまだ調査中だからそういう断定はできませんといつて引っぱってきたのが今日です。だから、そういう状況をやっぱりみな知つておるから、またこれは工場を持ってこられたら水俣病のようになりますせぬか、ヘドロが出てきはせぬか、こういう心配が多分にあるわけなんですね。だから、そういう点についてあくまでも公害はこれを発生した人が責任をとらなければならぬといふことにしないと、これはもうヘドロでも何でも、これはいまからはそうなるかもしれないけれども、いままでのやつは一体だれがするんだろうか。だから、そういう点についてあくまでも公害はこれを任を持たなければ、一切公害はまかりならぬといふことをやつておかねば、また今度は気がついたときにはどうにもならぬと、ヘドロの海になつておるわけです。いまやつておるところでは苦労しているけれども、何にも知らぬ今度はいい土地に行つてよごされて、またやり直しと、そういうことには違いないと思うのです。そういう点をどうお考えですか。

○國務大臣(田中角榮君) 大石発言は、これは閣議で訂正されて、きのう、ストックホルムに出発する前に公式の発言が発表されたので、それで御了承いただきたいと思います。まあしかし、環境庁長官はあのくらいのやっぱり気概を持つておるところのほうが多いと、私は閣僚でもそう思つております。

新全総計画でもって昭和六十年、百三十兆ないし百五十兆といつておりますのは、これは四十年

価格でいっておるわけでございます。四十五年価格で申しますと、五%成長を続けていくと、いままで五%だと思います。去年、年率四・七%といふのですから、まあその程度不況感が非常にあります。いま水俣病、水俣病といつておられますけれども、大体五%だと思います。去年、年率四・七%といましたときに同じ論争をやっておったのです。そのときに、会社側についたのは通産省なんです。厚生省は熊本大学の意見を、確かにこれは公害ですよということを言つてくれたけれども、通産省は、会社側がまだ調査中だからそういう断定はできませんといつて引っぱってきたのが今日です。だから、そういう状況をやつぱりみな知つておるから、またこれは工場を持ってこられたら水俣病のようになりますせぬか、ヘドロが出てきはせぬか、こういう心配が多分にあるわけなんですね。だから、そういう点についてあくまでも公害はこれを任を持たなければ、一切公害はまかりならぬといふことをやつておかねば、また今度は気がついたときにはどうにもならぬと、ヘドロの海になつておるわけです。いまやつておるところでは苦労しているけれども、何にも知らぬ今度はいい土地に行つてよごされて、またやり直しと、そういうことには違いないと思うのです。そういう点をどうお考えですか。

○國務大臣(田中角榮君) 大石発言は、これは閣議で訂正されて、きのう、ストックホルムに出発する前に公式の発言が発表されたので、それで御了承いただきたいと思います。まあしかし、環境庁長官はあのくらいのやっぱり気概を持つておるところのほうが多いと、私は閣僚でもそう思つております。

新全総計画でもって昭和六十年、百三十兆ないし百五十兆といつておりますのは、これは四十年

に全企業に対して工場法と同じ責任を通産省は負わなきやいかぬようになつてまいります。それはしかしながら、通産省としてはやむを得ないことじゃないですか。私は、やっぱり必要である。同時に、通産省がまるかぶりにならなきやならないほどの責任を持たせられるんですから、それは工場の適正化というものに対する権利も持たなきやられない。これが、それで公害をばらまかない。公害といふのはいま東京に集まつておるんです。大阪にもあるんですから、これは絶対公害をつくつてはならないということござりますから、これは公害は絶対つくらない。

で、もう一つ、きのう、おとといの新聞とテレビで私は非常に氣をよくしたんですけど、自然の淨化ということ、自然の淨化力ということを私も述べておるんです。これ、東京のよう過密だから、複合公害が起つておるわけです。ところが、北海道では石炭を日常火力にたいたつて、これはある意味では適正規模以下であるならば、これは自然の淨化力があるわけです。私はそれを自分で原稿に書きながら、私は昔理化学研究所でもつていろいろな先生のいろんな講義を聞いておりましたから、そういうことに対しては比較的勉強しておるつもりなんです。だから都市政策の中にも公害に対する議論ちゃんと書いてあります。しかし、この間ちゃんとテレビでもい言つておりましたのは、土壤の一酸化炭素の淨化力ということが出ておりました。これは皆さんも注目されたと思います。土は、場所によつて違うけれども、二十四時間置くと一酸化炭素をみ炭酸ガスに変える。これは一酸化炭素を食う生物が土中に存在することを立証したんだと、非常におもしろい科学的な問題が提起されました。これがやつぱり認め可をする通産省の責任でなければいかぬ。そのかわり、認め可をすればこれはもう公害の責任はあるかぶりになつてくる。公害はもう環境庁でござりますなどとは言つておらるものじやございません。これはもうほんとう

生産をすれば異常な作用が働くことは、これは言うをまたないと思うんです。同時に、それだけではなく、公害防除の施設というものは、これももう生産第一主義から生活第一主義にいかなきやなりませぬ。命あつてのもの種です。金を幾らもうけても、命がなくなるような生産第一主義から転換しますと、こう言っておるんですから、公害をばらまくんだとということではないということだけは前提にして考えていただきたい。

とつて土壤の復元作用をおっしゃいましたが、これを取り上げるわけじゃないですけれども、自然を人間がこわしておいて、あとは今度は自然がまたそれを復元さしてくれるのだと、そういう消極的な考えじゃないと思いますから、それはもう言いません。

もう時間もすいぶん過ぎましたが、まあ大臣の考え方はわかりますけれども、低開発地域工業開発促進法、この目的を見てみますと、「低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮少を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。」こうなっておるわけです。そうすると、さらに新産都市もですね。うしろのほうを読んでみますと「その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。同じことなんです。また、工業整備特別地域整備促進法の目的を見ますと、「その地域における工業の発展を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。」と、これはもうみな同じことをいいうのです。全部同じ目的。今度のやつも同じ目的なんです。だから私がこう考えるのは、同じ目的であって、これがなし得なかつたのをなら。農工法で四つです。生きておる四つの目的がみな同じ目的。また今度の工業再配置また同じ目的なんです。だから、まあ冒頭申し上げましたように、非常に、考えられていることは私はいいい。いい目的です。それが大臣がかわられたたびに一つづつふえていくだけであって、そうして結構かにこの目的は、これは否定することはできなさい。いい目的です。それが大臣がかわられたたびはやはりこういう發言しただらうと思うのです。果が同じだということではですね、まあ池田さんとのときには——大臣が一番詳しいのですけれど

も——高度経済成長だとかいつてのろしを上げられて、そうして農村切り捨てまでやられて、相当地域は世間からたかれましたけれども、現実は池田さんの言われたとおりになつてきておると思うのです。今度佐藤さんはたしか安定経済を言われたのです。ところが、そうじゃなくてずっと高度成長が続いてきた。また、さつきから言われましたように、これが続していくならばこれはどうしようもないようになつてくる。しかし、これをとめるわけにはいかない。やっぱりその伸びを縮めていくといふことをしなければ、これだけのものを伸ばしつづけなしで伸ばしておるならば、私は、先ほど大臣が言われたようになつてくると思うのです。だからあまりGNPが世界第二とかということではなくて、もとと国民本位にやつていただきようにお願いをするんです。

それから、運輸省お見えになつておりますね。——運輸省にちょっと一問だけ質問してまいりますけれども、産炭地なんか閉山になりますと、これはもう鉄道が直ちにとまります。これは炭鉱そのものがやつている鉄道もありますけれども、今度はその周辺の鉄道も赤字ローカルではとんどんとがつぶされていく。そうすると、せっかく大臣が、これは産炭地のために、産炭地に優先的に企業を持つていきますぞ、今までではあまり来なかつたから、今度は縦製工場ではなくて、大きな工場を持つてくるためにこれは非常に有効だとおっしゃるけれども、肝心かなめの鉄道は、赤字でこれはだめだといって、鉄道をみんなつぶしてしまう。これでは運輸省がまたブレーキをかけているようなことになつてくるんだが、一体これはどういう考えを持っておられるか、それをひとつ聞きたいと思うんです。

○説明員（服部經治君） お答え申し上げます。国鉄のローカル線の廃止と申しますか、これを自動車輸送にどんどんと切りかえて、こうという考え方でございますが、これはまず、鉄道というものが本来大量輸送機関であるという鉄道の特性を踏まえまして、一つには交通の効率化という、いわ

ば国民经济的な観点からの道路輸送を中心とした地域交通手段の再編成という観点が一つ。それからいま一つは、国鉄の経営体質の改善という、そういった二つの観点からこの施策を考えているわけでございますが、一方、先ほど来先生御指摘のように、そいつた状況の中ではござりますけれども、今日なお国鉄のローカル線といふものが地域開発に果たしております役割り、あるいは今後果たしていくであろう役割りは、なかなかまだ看過し得ないものがあるというふうに私ども考えておりますので、したがいまして、国鉄のローカル線の廃止を考えるにあたりましては、これはもう申し上げるまでもないことでござりますけれども、単に現時点におきますその線区にかかる限りの輸送需要の量というもののだけを考えるんではございませんで、たとえば、本日も御審議の対象になつております工業の再配置とか、あるいは産炭地の振興などいうような、国家の分散開発施策というものを背景にいたします。それぞれの地域、地域の開発計画というものも、私ども十分これを勘案いたしまして、将来にわたりましてのその線区にかかるであろう輸送需要の量の動向というものを考えまして、私ども確信をもちまして、これを自動車輸送に転換しても差しつかえない、あるいは自動車輸送に転換すべきであるというふうに考えられますものにつきましてのみ、これを自動車輸送に切りかえていくというような考え方で対処してまいりたいというふうに思っております。

○阿具根登君 まあ大臣はいろいろ新聞の例を公害論とこれはまあやつぱり別問題として、経済政策と将来長期にわたる国民所得の増大、生活環境をやっぱり確保するという一つの手段、そういうことでこの法律の精神をひとつくんでいたたきたいと思います。

はやはりこういう発言しただらうと思うのです。確かにこの目的は、これは否定することはできな
い。いい目的です。それが大臣がかわられるたびに一つずつふえていくだけであって、そうして結果が同じだということではですね、まあ池田さん
のときには——大臣が一番詳しいのですけれど

○説明員(服部経治君) お答え申し上げます。国鉄のローカル線の廃止と申しますか、これを自動車輸送にだんだんと切りかえていこうという考え方でございますが、これはまず、鉄道というものが本来大量輸送機関であるという鉄道の特性を踏まえまして、一つには交通の効率化という、しわ

ているんですが、四十八年、四十九年で七百万トンからの石炭がつぶれるということになってくると、離職者がこれは平均年齢が四十歳を越して、いるんです。そういう人たちの職業訓練などを考えておるか。まあ最近の新聞で見てみますと、労働省が非常に進歩的になつたというか、何か効

書教育をするとかなんとか、一番魅力のある教育をするなんといっておられるけれども、そんなのは若い人ですよ。そういう人は心配ない。そういう人を心配するよりも、家族をかかえている、今日どう食うかという中高齢者をどうするか。そういう人の職を考えるべきであつて、若い人については考える必要はない。だから、中高齢者に対してはどういうことをお考えになつておるか、それをひとつお聞きしたい。

○説明員(山口政治君) ただいま先生の御指摘の問題でございますが、秘書、タイプ等、こういったような新しい労働市場のための訓練ということで考

も一応今後考えなければならぬということでお

えておりますけれども、中高齢者に対します職業訓練をこれによりまして決してやらないという意

味では毛頭ございません。なんかず、炭鉱離職者の職業訓練による転換等につきましては、労働省の訓練行政としては特に重点を置いております。

中高齢の訓練に對しまして、たとえば溶接、あ

るいは塗装、電気、ブロック、配管、板金、そ

ういったような科目につきまして、あるいは九州、

あるいは北海道の炭鉱離職者の多数出るようなど

ころにおきましては、これらの訓練につきまして積極的に実施しております。そうしてこういった

ようなことを職業安定機関と密接な連携のもと

に、求職者の動向に留意いたしまして、労働市場の状況を勘案しまして、職業訓練の受講希望者がございましたらば、積極的にこれを受け入れまし

て、適切な職業訓練を実施しておりますし、今後もそりやかに方向でぜひ充実させていきたいと思つております。

○阿具根量君 これまで質問は終わるわけじゃございませんけれども私は時間を食いつぶつたよですが、大体きょうのところはこれで終わりたいと思うのですが、最後に、事業団が公團になるということになると、やはり勤務しておる人は一ランク上がったものだから、そうすると公團という魅力もまた持つてくるだろう。また、それに伴つて給与の形態も変わってくると私は思うのだが、

やはりそういうものに對しては、公團になれば公団としての待遇その他考えてやらなければならぬと私は思うのですが、これは一体どういうふうにお考えになっているか、最後に一つ御質問いたします。

○國務大臣(田中角栄君) 新しい公團の発足を機会といたしまして、同種の公團が存在いたすわけ

でございますから、こういうものとの格差がある

ものは是正に對しては当然考えてまいりたいと

こう思います。

○竹田現熙君 終わります。

○竹田現熙君 先ほどから大臣のお答へを聞いておりますと、この法律はたいへんよく何も言つ

ことがないようになつていて、これはあまり

そのまま閣議でも通れば、閣僚が内閣を不信任し

ますが、先ほど話がありました新全總に対する大

石長官の発言というのは、これは閣議で取り消し

をしたとかしないとかとは別に——これはあまり

しゃうが、しかし、大石さんのおっしゃつたこと

はみんながそう思つていいのですね。国民感情と

いうものは私はぬぐえないと思うのです。それで

全国各地で新全總に伴つていろいろな開発計画が

出されて、それに対する公害問題といふものがク

ローズアップされて、工業誘致に反対する住民運

動といふものが全国いろいろなところであります

ね。それに、二十八日の大石長官の発言といふものは、住民の反対運動に拍車をかけるような結果を私はもたらすのじやないかと思うのです。これに対して、先ほどから通産大臣は、環境庁長官はいろいろあらゆる決意で大いにやっているけれども、おれのほうは公害のないようにならんと政策をすると、こういうお答えがありました。まあ、飛行機の交通事故はまあ一〇〇%助からないといふことと同じことで、これは文明が進んでいく過程における避けがたい一つの現象だと思ひます。思ひますがこれは科学の発達や技術開発によつて最小限に食い止められる。どんな最

小限であつても、命がなくなるものであるならば、それはやっぱり生産をとめるということになるので、その調整がお互いが考えなければならない問題だと思うんです。ですから、まあ北海道自体私は北海道開発論者なものですから、いつでも引業だけではやれないと思うんです。そうするとやはり農業をやつしていく。農業をやつしてきたけでございますから、こういうことをもつておられますけれども、これも南方作物の米を北海道でつくつて反収入僕から十俵になつたけれども、私は、それによって二次産業のような高い収益というものを平均して受けすることはできないと思う。それで、北海道や東北を考えますと、やはり工業の平準化法、低開発地域工業開発促進法とか、工業地域整備促進法、離島振興法、山村振興法、北海道、東北開発法等の各地域立法、産業地域振興法、首都圏、近畿圏整備法、これはみんなその地域の発展ということを目標にしておりますが、今後の法律の違うのは、全国的視野に立ちまして、国の政策として六十年展望して二次産業の平準化政策を進めなければ、水も土地も労働力も理想的なものができるないということです。それで、あわせて過疎地帯と過疎地帯両面の調整を行なう。そうすれば、一次産業と二次産業の調整もできる。だから農村地域工業導入促進法、あの考え方でいるところでは、全國的にもっと規模を大きくして高い視野で考えよう、こういうことがありますから、これは各地域立法と完全に密着をしておるものであるということで、産業振興と一緒になるということでメリットが非常に大きくなるということ。各地域立法とこれが合わざることによつて非常に合理的なメリットが追求できると、こう考えております。

それで最後の、工業といふものは、起これば必ず幾つかの公害が起る要因はあります。いまの公害は多過ぎる、こう思ふんです。多過ぎるというと、幾つかの公害の要因といふのは、これは歩いておるときには交通事故は起らぬいわけではありませんけれども、おれのほうは公害のないようにならんと公害は多過ぎる、こう思ふんです。多過ぎると、公害の防除、駆除に専心すべきだと思います。そのため環境庁をつくつたのでありますから、これは当然のことだと思ひます。しかしかわれわれは、やはり生産を上げることによつて国民総生産や国民所得が上がりていくようなことを考へざるを得ないのですから、大石長官は、もう小さな声を大にして、私は、公害といふものの防除、駆除に専心すべきだと思います。そのたままであります。ですから大石長官は、もう小さなものでも声を大にして、私は、公害といふものに對して、先ほどから通産大臣は、環境庁長官は、いろいろあらゆる決意で大いにやっているけれども、おれのほうは公害のないようにならんと政策をすると、こういうお答えがありました。まあ、飛行機の交通事故はまあ一〇〇%助からないといふことと同じことで、これは文明が進んでいく過程における避けがたい一つの現象だと思ひます。思ひますがこれは科学の発達や技術開発によつて最小限に食い止められる。どんな最も通産省自体は転化しなければいけない。

一回のときに、諸君は、何年後か、昭和六十年に諸君の局や課が存在するかどうかをまず考えてみてくれ、早く転換しなければならないなら、みずからこの省で衣がえを考えてくれ、公害問題一つを指摘すればあとは言わすがなである。こういうあいさつをしましたが、私は、ほんとうにいまの通産行政と二つのことはそういうところにポイントがあると思っておるわけござります。ですから日本の六十年をつくっていこう、そういうことでありますから、その過程においてはやっぱり生産規模といふものや、国民総生産の伸び率も調整が必要である、その面で全国総合開発計画の新しい版とは非常に密着したものになる、関連をつけてお互に勉強する必要がある、全くばらばらでは困る。こういう考え方を持つておるわけであります。

き法律であるということであり、しかも、先ほど申し上げたような新産業都市建設法その他たくさんありますし、農村工業導入法等には、産炭地と同じように、この法律が付加されることによって全国的な育成もできるし、地域の振興のためにというようなものではなく、これは経済政策の根幹になります。これは、第二次産業、工業というものの配置や規模や計画がきまらないと何もきまらないんです、実際は、それは、国民総生産の大宗は工業であります。いい悪いにしても、工業であります。だから、一次産業がいま一七・四%、アメリカは四・四%、拡大EC十カ国の中平均が六%でありますから、総合農政を続けていけば、いやおうなしに一〇%の人が一次産業から離脱するわけあります。離脱をすれば、これは終閉山をした産炭地の職員と同じように東京や大阪に出るかどうかということになりますが、これは出でくれば、追跡調査をすると五分の四是社会保障対象人口になつておる。こういうことでござりますから、そこに定着をさせることができ望ましいことは言うまで、もないんです。ですから、工業というものの生産計画をまずきめる、そうすれば国民総生産は自動的にはじき出される。そうすると、その中から何十%を社会保障に回すかという社会保障計画もできるわけであります。これは昭和二十年からの社会保障の拡大した歴史、制度の発足した歴史を見れば明らかであります。国民総生産の拡大、国民所得の拡大と平行して予算規模も拡大しているわけでありますから、やっぱり根幹は二次産業なんだけありますから、このごろもう地方からいうことでございますし、このごろもう地方からすごく本腰があるわけです。この国会でこの法律がもし通過せんば、こういうことでござりますので、ぜひ通過をするように御協力をお願いします。

○竹田現照君　まあ地方に一生懸命ハッパをかけられるから、たくさんわれわれのほうにも、早く通せという陳情も来るのでしょうかけれども、これは別として、開銀で工場移転計画調査といふものをやつたところが、工場が過密地域から移転する理由は、公害問題によるものが三九%で、最も多いのですね。ですから、過密地域から移転する工場の四〇%近い理由が公害問題になつてるとということは、これは早急に改まらないと思うのですけれども、それが今度の法律で、工場分散が過密地域からの公害の分散に通ずるのじやないかという心配が一面出しているのですけれども、そういう心配はありませんか。

てはいかん、こういうのでありますからこれは別であります。そうでないならどこにおっても公害の基準にちゃんと当てはまる施設をしなければならない。これはどこにおってもそうなんです。そしてそれが日本の国内で必要な産業であるということになれば、これは制度の中で制限をするわけでございまして、鉱山と同じことなんです。公害に対しては確実に制度で制限をいたしますから、公害をしばらくというようなことはもうならぬといふことで、公害問題との再配置の問題というのではなくて、鉱山と同じことなんです。公害は確かにほううでなくとも、公害も、騒音とか、原材料や製品を運び出すトラック公害とか輸送公害も全部入れますと、これはたいへんなことで、いままでのものに歯止めをして、新しい産業というものを新しいう天地、立地に計画的に建設せしむる。そして誘導政策によって、ある場合にはこれは禁止政策を付加されます。ことしから自治省は、大都会の中の財源を確保するために事務所税を創設しようか、こういう問題がありました。ことしは時期も悪いといふことで中止になりましたけれども、そういうことでだんだんと都会で持つておってはならないものは禁止してしまいますから、だから、誘導政策や禁止政策が合わされてしまりますので、理想的な——まあ現状を改善しながら、いよいよはるかにいい状態における工業立地ということを前提にしておるわけでござります。

○竹田現照君 いま大臣、この法律と公害問題を切り離すことなどすけれども、この法律と公害問題とは全然別問題として考えるというのでありますか。

○国務大臣(田中角栄君) これは別問題ではないのです。この法律を推進する過程において公害問題は前進をしても、後退などは絶対いたしません。こう理解をしていただきたい。先ほども御指摘がありまして申し上げたように、出たいという人は、いまの段階においては公害問題でもって一番出たと言っているだらう。こういうことを言っておますが、これからは産業内に考えておこなう

いうものもあるのです。新しい人たちに住宅を与えるよりもなかなか住宅を与えられない、だから、地方へ出れば住宅を与えるのじゃないか。だから、制度を完備して誘導政策ができるから、百坪持つておるものも売れば、東京の江東地区でも小さい工場を三百坪売つても一億にもなる。これで地方へ出られれば最新の設備を完備して説明する人がたくさんあるわけです。いま三百坪持つておるものも売れば、東京の江東地区で直ちに出たいというような人たちが潜在的なものとしてあるのです。ですから、いま調査をするところにはならない。通産省でもいろいろのものを計算をさせたら、公害問題もありますが、生産を拡張したい、新製品の製造をしたいが、隣接地や土地が見つからない、こういうのがあります。それから労働力確保ということがこれ以上困難である。それからもっと新しい施設を都会のまん中でやると、やはり賃金だけではなく住宅も提供しなければならないということことでコストが非常に高くなる。できれば社員は家から通つてくれれば最も理想的である、こういうような考え方でもつて公害対処できるためという数字は高い数字ではないのです。これは十八、十六、十六、九、六といふことにはならないということがあります。これが直ちに出たい。いまでも土曜日を待ちかねておつて海に山に出ていくあの気持ち。私たちでもやっぱり土曜日やせめて日曜日には練習の効外、こういう気持ちは、都会の中におつて、コンクリートとセメントと石の中におる人たちのこれは共通の願いである、こういう面からも数字は相当高い数字が出ております。

○竹田現照君 農工法の計画策定がいまなされておるのは二十七件だと思います。ところが奈良あたりは、自然保護の観点から町村の反対で計画策定を返上しようといふような動きもある、こういふことをいわれておりますが、これはいろいろ御説明はありますが、今までの工業開発が、自

いふうとしてもなかなか住宅を与えられない、だいたいという人がたくさんあるわけです。いま三百坪持つておるものも売れば、東京の江東地区でも小さい工場を三百坪売つても一億にもなる。これで地方へ出られれば最新の設備を完備して説明する人がたくさんあるわけです。いま三百坪持つておるものも売れば、東京の江東地区で直ちに出たいというような人たちが潜在的なものとしてあるのです。ですから、いま調査をするところにはならない。通産省でもいろいろのものを計算をさせたら、公害問題もありますが、生産を拡張したい、新製品の製造をしたいが、隣接地や土地が見つからない、こういうのがあります。それから労働力確保ということがこれ以上困難である。それからもっと新しい施設を都会のまん中でやると、やはり賃金だけではなく住宅も提供しなければならないということことでコストが非常に高くなる。できれば社員は家から通つてくれれば最も理想的である、こういうような考え方でもつて公害対処できるためといふことには絶対ならないといふことです。

○國務大臣(田中角栄君) これが形の変わった新全総計画といふものではないわけでありますから、形の変わった新全総計画のように一つの内閣をつくるのにこの計画は非常に役立つ。過去のようないふうに理解していいですか。

○國務大臣(田中角栄君) これが形の変わった新全総計画といふものではないわけでありますから、形の変わった新全総計画のように一つの内閣ではあります。しかし、形の変わった新全総計画をつくるのにこの計画は非常に役立つ。過去のようないふうに理解していいですか。

○國務大臣(田中角栄君) これが形の変わった新全総計画といふものではないわけでありますから、形の変わった新全総計画のように一つの内閣をつくるのにこの計画は非常に役立つ。過去のようないふうに理解していいですか。

「イギリスの通産大臣と会見をしたら、四・七%という数字だけでもうらやましいことでございましたと、これはアメリカからも言われておるのです。しかし、四%ぐらいの成長ではとても日本はやっていけないということだけは、これは事実でございます。ですからそれを先ほど申し上げたように五%は幾ら、七・五%は幾ら、八・五%は幾らといふことでございまして、それはこれから皆さんとの間に日本の成長率は幾らにすればいいかということは、これは目標数字としてはやはりきめなければならぬことでござります。

ただ私の言つているのは、今まで小さ目に小さ目にとやつておつたから、社会環境は破壊されてしまつたのです。こんなに都市集中はしないだらうということだった。年率、民間の設備投資は一五%ぐらいだと思って予算を組んで、この予算で絶対だいじょうぶでございます、こう言っておつたら、二四%—二六%というような高い民間の設備投資が行なわれましたので、社会環境が破壊され、われわれの生活環境そのものが破壊され、わざわざの生態環境そのものが破壊され進むということになるわけあります。七・五%と見ておつて五%で済めば、少なくとも環境整備は差額の二・五%進むということですから、だから、公害といふものは出ないんだという感じではなく、公害要因は出るものだという前提でやつたほうがいいということで、私のスタートは一〇%成長でいくと三百四兆円でござります。しかし、そんな高くなるとは思わぬし、また、してはいかぬということで、その数字はもつと押えられるとうに、公害を除去できるような状態としてこの法

律を考えましょう、こういうことでござります。これはころばぬ先のつえで、まあそんなことじやだめで、すでにいたへんなことになつておりますが、三百四兆円というは一〇%を実行しろといふことではなくて、潜在成長率は過去の実績に従事一〇%ある、こういうことでありますので、そこを間違いないように、ひとつ明確にいたしておきます。

○竹田現照君 あなたは、田中構想でそういうことを言っていたということなんですかと、最近の国際環境の中いろいろと変更しなければならない面もたくさんあるわけですから、そうなると、この産業構造の転換というやつをやっぱりどうしても明らかにでもわざなくちやんばかりぬと思うのです。言われているように、重化学生工業中心の産業発展ではだめだ、これを転換しないければならぬと、こう言っていますけれども、産業構造の転換ということについて、一体どのよううに考えておられるのか。転換をすれば、あるいは先ほどもお話をありましたけれども、農業あるいは中小企業の切り捨て政策に通ずるんじゃないのかというようなこととまた一面には心配されていましたけれども、その点、ひとつお伺いします。

るのだろうかということがまず一つあります。鉄鋼石もあります。それは、そういう制約もございまますから、やっぱり入る原材料は小さくて、それで収入の多いもの、といえば付加価値の高いものこれは、言うなれば知識集約型産業にということになります。全部が全部というわけにいかぬと思いますが、さっきもちょっと申し上げましたが、理想的に言うと、空がいつでも曇つておるイギリス型の状態からスイス型の状態になればいいこと、こういうわけですが、まあ必ずしもそういうけれどかわかりません。しかし、電算機に非常に力を入れていて、電算機の自由化はできない、こう言っているのは、これは通産省の姿勢です。

電算機工業に対する姿勢であります。

それはほんとうに昭和三十二年でございますから、まる十五年くらい前であります、十四万円でしたテレビが、今日は十万円を切って四万円、こういうことでありますし、そのテレビがアメリカの市場を席巻してしまって、アメリカから何とかしてくれということを言われている。自動車は、安からうということで一番だと思っていたアメリカに、日本の自動車がどんどん出ていく。そういう意味では、知識集約型産業に移行すること自体は、比較的日本は順応性がありますので、技術水準も高いし、これはできるだろう、やらなければいけないかぬ、こういうことでありますが、地域的な制約とか、いろいろなものもございますし、そう簡単になかなかどういう工業が幾らということはとてもはじき出されません、いまでは、これこそ衆知を集め、産業構造審議会を中心にして、もうと大きなもので研究しなければならぬと思います。特に国際分業が一体可能かどうか。国際分業するなら、それじゃ日本から出す品物は何か、こういう問題が出てまいります。そういうような問題を積み重ねながら、最後の計画というものを一応きめなければならぬと思います。しかし、これはもう必ず、今までのよう、鐵鉱石を持ってきて板にしてそのまま出すのだ、こういうようなものからは相当精巧なものに、高度なものに転換する

○竹田現照君　これは当初の構想がだいぶ変わったということは、先ほどのやりとりの中にあります。したけれども、三千億の特別会計をつくって、工業再配置公団を発足させるというのは、公団をこじ以上ぶやさないという行管の方針もあって、それは産廃地の事業団をくつづけてつくろうといふ、これだけはしなければならないということは言えると思います。

ことになったのでしようけれども、だから先ほど
の発言のようなちょっと矛盾を感じる面もあるの
じゃないかと思います。これはいろいろとまたあ
とで質問することになりますが、そういう面の、工
業再配置公団で構想の変更、移転工場に対する設
備の加速度償却、あるいはまた二十五年間の固定
資産税减免、こういう構想だったのが、今度の提
案された法律ではだいぶ変わってしまったのです
ね。だいぶというよりかなりダウンしているわけ
ですね、当初の構想から見ると。このダウンした
いまの案の内容で、はたして関東、東海、近畿等
のいわゆる太平洋ベルト地帯に集中している七〇
数%の工業生産を六十年までに半分程度にしよ
うと、そういう目標というものは達成される可能性は
あるわけですか。

ざいますが、それはこの原案だけでもってやつたんじやとても達成できません。これはできると思っておりませんが、これはことしスタートするものでございますから、スタートをすれば来年はひとつよけい金をつけようと、こういうことでござります。これは初年度三百億というと相当大型である。大蔵省も、まあ大蔵大臣をずっとやつておった通産大臣が初年度三百億ということは、いかに財政当局もこの事業の重要性を認識しておるかを理解されたい、こういうことで、私も、最終段階であつたし、例の一・七五%の暫定税率がこし一千五百億でありますから、この千五百億と、一般財源千五百億ということになれば、ちょうど三千億になる、こういうことでスタートしたのですが、どうもことしは財源の関係で一・七五%に対

しての整理はできないという見通しがつきましたので一年間おくらせようと、そのかわりに特別財源としてではなく、十月一日発足百五十億、平年三百億の財源措置を行なうということでスタートしたわけですから、これはまあ妥協の産物でございまして、政府が国民の皆さんに対してもこれでもってスタートはいたしますと、しかし、これでもつて万全でありますなどということはとも言えるものじゃありません。固定資産税は二十五年でなければだめだということは、いまでも私は考えている。これは必ず実行するということなんですよ。ただ、先ほど申し上げたように、一・七五をどう使えるかということで、補てん財源をいつも使えるということないと問題があるということ、地方法との関係で現行法どおりの制度で発足せざるを得なかつたということで、こういう三年にしたわけあります。これは私は初めから言つておりますように、固定資産を長期に投資をさせると、三年ぐらいい年の年数でもつてうまくいくわけではありません。これは、このもとになつておりますのはイタリーの労働者住宅、これは国有地は無償で提供する。それから生保、損保の剩余金は労働者住宅以外に使つてはならないという制限があります。しかし、不動産取得税はもちろん免じておりますし、固定資産税を二十五年免じておるわけでありまして、そしてあれだけの労働者住宅を建てるんです。めんどうくさい法律は要らぬと思うんです。そういう鮮烈な政策というものが実行されればちゃんと労働者住宅できるんです。ですからこの法律を私は、率直に言いますと、ロンドンのあのニュータウンというものを考えたらいい。ニュータウン法、これは八百五十万都市を百五十分ニユータウンに移すという非常に大きなものであります。それに匹敵するような法制が前提でなければ、なかなか大事業だと思つておるんです。ですから、そういうものにだんだんとこの法律の制度といふものを附加していく、そうしてやつぱり完べきなものにして、六十年展望の青写真を実行すると、これはもう実行しな

車の運行ができなくなつてしまうことがあります。きのう、おとといから、もうとにかく東京では環七から中に自動車を入れないということで、東京都知事と警視総監が二者択一論をやつておるわけです。全部こうなると、あく自動車の議論の余地のない問題であると、このぐらい考慮しておるわけであります。この制度そのものは全くスタートのものでございまして、意氣盛んであった原案に比べて非常に退歩的になつたことははなはだ遺憾でござりますが、どうぞ皆さんのひとつ御理解とお力添えをお願いしたいと、こう思つておるわけであります。

○竹田現照君 結論的に、いわゆる田中構想の六十年代にかくかくしたいというのは、これはこの法律が発足することによってスタートをしたと、しかし、六十年までにはどうしても実現しなければならぬと、いま、大臣言つ切つてゐるわけだから、そうすると、それに関連するいろいろな立法措置もありましようし、いろいろな行政施策もあらうしょけれども、そういうことを今後どうしておるでありますから、この法律には、この集中のメリットを押えるということは法制的には書いていないのです。これはほんとうなら書くべきなんです。

○國務大臣(田中角榮君) まさにそのとおりであります。そこで私は、この工場がやつぱりいま京阪神あるいは京浜、中京地区に集中するというにはそれだけの理屈が、やつぱり理由はあるわけですね。材料から製品、それの販路だと、そういうことだと、あるいは下請の中小企業の活用、まあそういうメリットがそういうところに集中しているから集まるのだと思うのですけれども、これを分散させると、そういうことになると、そういうことをつけておるのです。それはトラックは近距離配達用であつて、トラックもつて重いもの、二十トン、三十トンのものなどはこれはアウトバーンを走つてもらつちゃ困るのです。それは維持修繕費がうんとかかってしまつてどうにもならないから、うんと高い税金を取るわけです。それでやむを得ないから中距離は貨車に載せるわけ

かつたら日本はえらいことになるといふ数字がくるさんあるんです。これは公害の問題と同じよろしく問題がたくさんあります。それはもう実際乗用車の運行ができなくなつてしまうことがあるんです。きのう、おとといから、もうとにかく東京では環七から中に自動車を入れないということで、東京都知事と警視総監が二者択一論をやつておるわけです。全部こうなると、あく自動車の議論の余地のない問題であると、このぐらい考慮しておるわけであります。この制度そのものは全くスタートのものでございまして、意氣盛んであった原案に比べて非常に退歩的になつたことははなはだ遺憾でござりますが、どうぞ皆さんのひとつ御理解とお力添えをお願いしたいと、こう思つておるわけであります。

○國務大臣(田中角榮君) 都市のほうにこう傾斜がつておつたものを、逆な傾斜にしなければ工場は出でていません。これはいま御指摘があつたように、生産と消費が直結しておるということは、これはもう非常に有利でござります。そうして、まあそういう意味で京浜、阪神地区にはどんどん工場が建てられておるわけです。これだけスマックでどうにもならないといわれながら、京浜地区では海を埋めてやつておるわけです。これはもう企業自体のメリットが存在するからでござります。だから、この法律には、この集中のメリットを押えるということは法制的には書いていないのです。これはほんとうなら書くべきなんです。

○國務大臣(田中角榮君) まさにそのとおりでありますから、開発促進ということなどころからいけば、産炭地振興とか新産業都市と同じような税制上、財政上、金融上の優遇をする。同時に、こつちにおいては損だとうためには税金をかけなければ、いかぬのです、実際税金をかけなきや。スタートのときからどうも禁止税というのはやれないのですが、これは、これからは禁止税を同時にやらなきやいかぬと思っておるのです。これはドイツが一番税制はうまく使っておりります。ドイツは、日本のトラックの税金の約十倍であります。アントラックの税金は十倍近くつくておりながらトラックの税金は十倍近いものを取つておる。それはトラックは近距離配達用であつて、トラックもつて重いもの、二十トン、三十トンのものなどはこれはアウトバーンを走つてもらつちゃ困るのです。それは維持修繕費がうんとかかってしまつてどうにもならないから、うんと高い税金を取るわけです。それでやむを得ないから中距離は貨車に載せるわけ

す。貨車もある一定距離になると、日本の遠距離通減とは逆に遠距離通増をやつておるわけです。ある一定距離以上になると高い運賃になります。そうすると、やむを得ず何になるかといふと、それは一定距離以上の遠いところは海で運んでいただきたい。これはこんだから車をつくつて売れるのです。道路交通も確保される。日本は自転車も人が歩くのも三十トンの車と一緒に歩いておるから非常に効率が悪いということです。歩いておるから非常に効率が悪いということです。歩いておるから非常に効率が悪いことになります。そういう意味で税だとか、禁止税、誘導政策と禁止政策というものはこれは一緒にやるべきなんです。今度はまあスタートですから誘導政策だけ、これならまあだれでもひとつ賛成する。さて、この中に禁止税が一条入る。これはなかなかこの国会ではたいへんであろう。これはなかなかたいへんなんです。そういうことで、まあほんとうの日玉が入つてないと言われるかもしませんが、ますやつぱり政策は誘導政策、補助政策といふものを前面に出してながら、効率的にするには禁止政策をあわせる。こういうことになりますから、開発促進というようなところからいけば、産炭地振興とか新産業都市と同じような税制上、財政上、金融上の優遇をする。同時に、こつちにおいては損だとうためには税金をかけなければ、いかぬのです、実際税金をかけなきや。スタートのときからどうも禁止税というのはやれないのですが、これは、これからは禁止税を同時にやらなきやいかぬと思っておるのです。これはドイツが一番税制はうまく使っておりります。ドイツは、日本のトラックの税金の約十倍であります。アントラックの税金は十倍近くつくておりながらトラックの税金は十倍近いものを取つておる。それはトラックは近距離配達用であつて、トラックもつて重いもの、二十トン、三十トンのものなどはこれはアウトバーンを走つてもらつちゃ困るのです。それは維持修繕費がうんとかかてしまつてどうにもならないから、うんと高い税金を取るわけです。それでやむを得ないから中距離は貨車に載せるわけ

۱۰۷

○竹田 現熙君 そこがやっぱりすつきりしないと、当初の構想というものはうまくいよいに実現をしないと思うのですね。ですから、過密地帯でメリットを受けている企業に、メリット部分に対する税金をかけて、それを生活基盤の整備、あるいはいかに行く企業には税制上の措置をとるという優遇措置をとると、そういうようなことをやっぱりやっていかなくちゃいかぬと思うのです。が、いまのお答えのように来年あたりから出さざるを得ないと、こういうことなんですがそれとはまた別に、地方に行くというのは、これはなかなかたいへんだと思うわけですね、企業にとっては。立地条件のいいところに工場が集まるというのは経済原則です。この経済原則を無視してやるという、まあやらなければならぬということのことは、これは明らかに政治的な課題として行なうわけですから、当然それには、これを大臣が言われるようによつて、これが大臣が言わられるようによつて六十年までにどうしてもやるのだと、こういうことになれば、財政的にもかなりの金を投下しなくちゃ私はならないと思うのですかね、企業に税金をかけてそれをやるとかというばかりじゃなくて、そういう長期的な資金の投下の計画というものは、どういうふうになるのですか。

○国務大臣(田中 角栄君) まあ國で、國も地方政府公共団体もある時期において、ある時期、ある期間は助成をしなければならないということは、これは事実でございますが、六十年展望で計算をしてみると、投資——助成政策に使つた金よりも、分散されることによって得る国の利益といふものは非常に多くなる、こう思います。それは、いま都市政策の中で考えてみると、非常にそうあります。一・七階のものを十七階に押えられるトとすれば、地価は事実十分の一になるわけがあります。まあ十七階ではなく、いま三十一メートル制限というと九階ないし十階であります。が、十階

中における二十メートル、七階というところで計算をしてみると、全部がいま一・七階が七階くらいに整備をされるならば、これは三階以上の建設費の二分の一を補助してやつても、木道とかガスとか電力の引き込みとか電話線とかの引き込みとか、それから郵便の集配とか、公共的な面で負担しなければならない平面都市よりも立体都市のほうがはるかに安くなる。これは一定の時間がかかりますけれども、はるかに安くなる。こういうことであって、この全国的な二次産業平準化政策、工業の再配置計画を進めていくと、その過程の国や地方公共団体が負担する金額というものは、ある時期にはおつりがくる、こういう計算ができるま

それからもう一つは、そこまでいくのに金を相当かけなければいかぬじゃないかと、こういうのですが、これも、金は金ですが、税制による誘導政策と禁止政策があわせて行なわれることが一番望ましい、こういうことでありますし、私は、財政上の大きな負担ということよりも、税制が働くということのほうが将来的にはメリットが多いというふうに考えております。

それともう一つは、出て行くメリットとどうも。これは、水、土地が安い、労働者の質がいいということになる。家を持っている労働者が多いんです。これは、地方に行きますと、自分の家から通えるということの労働力、労働者というものを考えると、いまの山梨県などは、甲府市に全部通っているが、家に帰れるという一つのモデルケースになつておりますが、そういう意味で労働力の質がよくなる。家族的に労働ができるので、生活は非常に安定するということも考え方ですから、そういう意味で工場が出ていくためには、必ずしも金でめんどうを見なくとも、出でいくメリットは十分ある。あとは、あと地を買ってくれる、あと地を担保にして金融措置がとれる。そして、新しく設備が更新をされ、いま三百坪のものが三千坪になり、三万坪になつて合理的に

なったときには、なっても税をかけられないし、いわゆる圧縮記帳を認めるという制度でいくべきであって、一坪当たり金を幾らやるという補助金だけがこの政策の大宗にはならない。こういうふうに考えております。これは世界各国でやっておられる政策、ブラジリアとか、それからいまのニューヨークのマンハッタン地区の街区改良とか、いろんなものを見ても、必ずしも財政というものが主体にならない、こういう感じがいたします。ですから、これだけのことと十三、四年にわたってやるのには自衛隊をつくるどころの騒ぎではなく、いまの予算を倍加しなければならないのじゃないかという議論がありますが、そんなことではない。これは制度をうまく運用することによって必ず実効をあげ得る、こういう考え方でござります。

○竹田現照君 いま税制上の問題をやることによつて、大きなメリットがある。こういつておりますが、やはり過密問題を解決するということになると、フランスのパリにパリ税といいうものがあるそうですが、そういうようなものを思い切つてやるとか、そういうことが必要だと思うのですが、首都圈整備委員会で首都圏工業立地制限法に基づいて、いろいろときびしい制限をする方針をきめたた、四つ。しかし、それはだいぶ後退させられておるわけですね。この四つぎめたことについては、そういう経緯から考へても、私は、いま大臣がおっしゃつたような税制面からの規制といいますか、これは相当思い切つたことをやらなければ、工場の移転促進ということは実際問題としてできない。ああいうような構想と、いうものはお考えになつておりますか。

○国務大臣(田中角栄君) これは考へているといふよりも、当然それはそういう傾向をたどる。これはもうすでに、できれば四十七年度に事務所税というものをひとつ創設したいと自治省は要求したわけです。ただ、自治省の要求には私はにわかに賛成しなかつたのは、これは地下鉄とか街路拡大とかいろんなことで金がかかるということで、

地方自治の財源として新規財源を得るために事務所税を徴収したい。そうすると、便利がよくなればますます悪循環が行なわれるというような感じもしましたので、これはにわかに賛成しがたい。これはやはり事務所税というようなものは過密税です。こういうものを新設するならば、特定財源としてそういうものに歯どめが行なわれるような政策につながらないようでは、新税は創設すべきではない。こういうごとで、私たちにもわかつに賛成しなかつたわけでございますが、これはぜひそういう方向にいくというのは、もうすでに過密の地帯には入れなくなっているのです。これは住居専用地区、住居地区の中における町工場でも増力はいたさない、ガスは送らない、騒音禁止を行なう。何年以内には工場地帯に出ていけといふことをやってまいります。同時に都市内における地下水の汲み上げは禁止だと。禁止するなら、工業用水道でもって水は確保しなければいけませんが、もう待つていられませんから、そういう禁止政策はどんどんどんどんと統していくわけですから。水は確保しないうちに地下水だけは禁止しなければならない、くみ上げも禁止しなければならない。それはそうでしょう。地下水の禁止をしなければ、それに王手飛車のきめ手になるものは税制であります。こういうことでこれは避けがたいことである、こういうことでこれは避けがたいことであると思います。しかし、禁止をするなら、出ていくところをちゃんとときめておいてからやるべきなんですね。これは総合農政をやって転換、いわゆる休耕をさせる以上、他に収入を、就業の場所を与えなければならぬ。それでもって一年おくれましたたが、農村地域工業導入促進法なるものが抱き合ったときには、工業再配置法がうらはらになつて提案されるべきだったと思います。だからそういう意味で、この法律は過密地帯において新税を課したり、いろいろな禁止的な処置をするには、行くところはあるんですよ、工業再配置法というものがちゃんとあります。そしてそれま、金も貢りますが、

あと地も買ってあげます、あと地融資も認めます、そういうようなためにも、この法律はどうしても必要だったと、私はそう思っています。やっぱりこういう法律をつくって、初めて禁止的な税制等が起これる、こう思つております。

○竹田現照君 そこで、地方に移転する工場では、やっぱり電力だと工業用水、あるいは道路、先ほど話がありました、交通機関も当然でしようけれども、これは絶対必須の条件になるわけですけれども、この法律では、地方公共団体が要請した場合に限って新しくできる公団に工場用地の造成を認めると、そういうことしかないんですね。

この必須条件を満たすための具体的な建設計画というものはどういうふうに進むんですか。

○国務大臣(田中角栄君) まだ不十分だとは思いますが、これは制度として発足した上においては、やっぱり青写真ができるべきで国会の皆さんとの理解が得られるような段階になれば、これは要請というよりも、国はこの政策遂行に必要な措置をとらなければならぬ、工業用水は確保しなければならない、交通その他は整備しなければならない、こうなってきます。それでこれは、今までの住居専用地区と同じように、一定規模の工業団地中は四メートルあれば道路であるなんていうことは言えないわけです。少なくとも、十メートルの道路を入れなきゃならぬとか、車道の緑地帯をとらなきゃならぬとか、グリーンベルトはつくりなさい、そうして少なくとも建蔽率は、工場であっても三〇%をこえてはならない、もっと土地の少ないところは二〇%にもなるでしょう。そういうことをやらなければ、自然環境を守りながらの新しい工業地帯はできないわけです。そうしてやる理想的なものができます。これは飛行機から見ると、たいへん大きな学校じゃないかと思うぐらいいのところが工場でなければならぬ。これはいまの、ナショナルの南九州に計画しておる工場などは全く研究所か工場かわからない。私は、そうでなければ環境を守りながら生産を上げていけないと思うのです。工場地帯は軒並みに建蔽率は七

〇%まで建てられるんだ。そうしてその敷地の四倍も建てられる第四種地区であるとか、第三種地区も、千坪の敷地に三千坪建つんだというような場合には、公害の除去は私は絶対にできない。そこのものは、あなたがどうも求められておるような状態になつておらない。しかし、さつき申し上げた税制とかいろいろなものが付加されますようになります。

○竹田現照君 これは自省に聞くといいんでしようけれども、これは、法案作成の過程でもうねしていいと思うんですがね。最初に私は、公害の問題に触れたけれども、全然工場のないところに工場が行くわけですから、その環境が前より悪くなるということはもう必然だと思うんですね。何もないところに工場が行くわけですから、どれだけ公害除去のための施設をしたとしても、どうして考えなければいけないんです。しっかりとらはらな問題ですが、財源補てんというものをどうしても考え方だけはありますと、こういふふうに道路をつくるために二百三十億かけた有名な道路がございます。東京を例にとりますと、東京をまっすぐぶち割る道路を一本つくるというと、九州全島の現に保有する道路の全部が倍に拡幅され補装が完備されるというふうなぐらいな計算もあるわけです。ですから、これだけの仕事を行なうに地方財政の補てんをやつてもメリッタはあるんです。これは十分計算できるんです。だから、ことしのスタートにはできなかつたけれども、この特別財源といふものを考えるときには補てんを考えて、第二交付税制度をつくるとか、特借の中から地方自治体の財源補てんでどういう調整をするのかという問題の解決は一年延ばされたわけですね。私は、黙つてしまえば地方財政の圧迫です。そこで、ここで国の措置として、移転促進地域、それから誘導地域へ移転した場合には、平方米メートル当たり五千円といふことですか、補助金は、この五千円じゃやっぱりたいした問題にはならないと思うんですけれども、もし、地方自治

場合に、その地方の自治体の住宅、道路、下水、あるいは公園、こういう生活基盤の整備も当然必然的に行なわなければならない。そういうような問題点、地方自治体に対するそういう措置というものは完全に行なわれないと住民が迷惑千万な話ですけれども、こういうことはどういうことになります。

○国務大臣(田中角栄君) 平米当たり五千円といふことでもって全部環境整備されるとは思わない。結論的には特別会計ができなかつたというところを発言して、向こうはそんなもの見向きもしない、ということであわせて来年度検討しようと、この問題は非常に興味がある問題として検討している問題であります。ですから、これはやるといふことではありませんが、やっぱり補てん財源と道路がござります。東京を例にとりますと、東京をまっすぐぶち割る道路を一本つくるというと、九州全島の現に保有する道路の全部が倍に拡幅され補装が完備されるというふうなぐらいな計算もあるわけです。ですから、これだけの仕事を行なうに地方財政の補てんをやつてもメリッタはあるんです。これは十分計算できるんです。だから、ことしのスタートにはできなかつたけれども、この特別財源といふものを考えるときには補てんを考えて、第二交付税制度をつくるとか、特借の中から地方自治体の財源補てんでどういう調整をするのかという問題の解決は一年延ばされたわけですね。私は、黙つてしまえば地方財政の圧迫です。そこで、ここで国の措置として、移転促進地域、それから誘導地域へ移転した場合には、平方米メートル当たり五千円といふことですか、補助金は、この五千円じゃやっぱりたいした問題にはならないと思うんですけれども、もし、地方自治

場合に、その地方の自治体の住宅、道路、下水、あるいは公園、こういう生活基盤の整備も当然必然的に行なわなければならない。そういうような問題点、地方自治体に対するそういう措置といふことでは、公害の除去は私は絶対にできない。そこのものは、あなたがどうも求められておるような状態になつておらない。しかし、さつき申し上げた税制とかいろいろなものが付加されますようになります。

○竹田現照君 これは自省に聞くといいんでしようけれども、これは、法案作成の過程でもうねしていいと思うんですがね。最初に私は、公害の問題に触れたけれども、全然工場のないところに工場が行くわけですから、その環境が前より悪くなるということはもう必然だと思うんですね。何もないところに工場が行くわけですから、どれだけ公害除去のための施設をしたとしても、どうして考えなければいけないんです。しっかりとらはらな問題ですが、財源補てんというのをどうしても考え方だけはありますと、こういふふうに道路をつくるために二百三十億かけた有名な道路がございます。東京を例にとりますと、東京をまっすぐぶち割る道路を一本つくるというと、九州全島の現に保有する道路の全部が倍に拡幅され補装が完備されるというふうなぐらいな計算もあるわけです。ですから、これだけの仕事を行なうに地方財政の補てんをやつてもメリッタはあるんです。これは十分計算できるんです。だから、ことしのスタートにはできなかつたけれども、この特別財源といふものを考えるときには補てんを考えて、第二交付税制度をつくるとか、特借の中から地方自治体の財源補てんでどういう調整をするのかという問題の解決は一年延ばされたわけですね。私は、黙つてしまえば地方財政の圧迫です。そこで、ここで国の措置として、移転促進地域、それから誘導地域へ移転した場合には、平方米メートル当たり五千円といふことですか、補助金は、この五千円じゃやっぱりたいした問題にはならないと思うんですけれども、もし、地方自治

場合に、その地方の自治体の住宅、道路、下水、あるいは公園、こういう生活基盤の整備も当然必然的に行なわなければならない。そういうような問題点、地方自治体に対するそういう措置といふことでは、公害の除去は私は絶対にできない。そこのものは、あなたがどうも求められておるような状態になつておらない。しかし、さつき申し上げた税制とかいろいろなものが付加されますようになります。

○竹田現照君 これは自省に聞くといいんでしようけれども、これは、法案作成の過程でもうねしていいと思うんですがね。最初に私は、公害の問題に触れたけれども、全然工場のないところに工場が行くわけですから、その環境が前より悪くなるということはもう必然だと思うんですね。何もないところに工場が行くわけですから、どれだけ公害除去のための施設をしたとしても、どうして考えなければいけないんです。しっかりとらはらな問題ですが、財源補てんといふふうに道路をつくるために二百三十億かけた有名な道路がございます。東京を例にとりますと、東京をまっすぐぶち割る道路を一本つくるというと、九州全島の現に保有する道路の全部が倍に拡幅され補装が完備されるというふうなぐらいな計算もあるわけです。ですから、これだけの仕事を行なうに地方財政の補てんをやつてもメリッタはあるんです。これは十分計算できるんです。だから、ことしのスタートにはできなかつたけれども、この特別財源といふものを考えるときには補てんを考えて、第二交付税制度をつくるとか、特借の中から地方自治体の財源補てんでどういう調整をするのかという問題の解決は一年延ばされたわけですね。私は、黙つてしまえば地方財政の圧迫です。そこで、ここで国の措置として、移転促進地域、それから誘導地域へ移転した場合には、平方米メートル当たり五千円といふことですか、補助金は、この五千円じゃやっぱりたいした問題にはならないと思うんですけれども、もし、地方自治

いいこと。それから移った先も、やっぱり住宅問題、あるいは新しい工場の高度化された技術に対する教育問題もありましよう。いろいろなそういうことについて、いわゆる雇用政策として考えなければならぬ問題がたくさん出てくると思うのです。ですからそういう点は、この法律にはそこまで書けないのかどうかわかりませんが、別の問題として考えなければならない問題、たくさんあると思いますが、そういういま私が移転に伴う二、三の問題を提起しましたけれども、これについてはどういうふうにお考えになっておるのか。

○國務大臣（田中角榮君）　これは、この問題を推進するときの一つのポイントでございます。これは集中のメリットを追求して集めたものがなかなか地方には分散しないよということは、これは表向きの反対論でありましたが、これはさて移ろうというときの困難な問題がこの労働問題なんですね。これは少なくともその四〇%近い人は中高年齢層である。家族を持つて、家も持つて。長いこと都市に住みついだ。ちょうど子供が学校にみんな行つておる。そういうことで非常にめんどりなんです。ですから昭和四十二年でございましたが、東京の過密の中でもって研究もできない。山紫水明の筑波山ろくに研究学園都市をつくろう、これはばかにいい話であります。それは自然環境はよくなるのですが、なかなか反対が多い。それは会議をするには東京に出てこなければなりません。それは物を買うにも困る、子供の学校はどうするのだ、こういうことでなかなかうまくいかない。だから結局、民間の問題の移転においてはなあその問題があります。だから私は、いまのところは、現にあるものを移転するよりも、これから国民総生産が拡大する面は、どうしてももう過密なところは寄せはならないということをまず第一にする。第二は理想的環境ということを考えております、この法律の実体を。これは必要があれば法律として付加してもいいと思うのです。それはいま言う学校の問題と、先ほど言つた

工業用水を確保しなければならないとか、それから都市における建築基準法と同じように工業団地の環境保持のために基準をつくるために場合によれば法律が必要になる、こういうことを考えなければならない。学校もずっと併設しなければいかん。一番の問題はやっぱり住宅であります。住宅はやっぱり公営住宅法などは不特定多数の人々に公営住宅を与えるということよりも、こういう政策目前に皆さん御協力を得て現行の公営住宅法は私が代表者となって議員立法を行なったわけでござります。政府は憲法上の問題があつて政府提案を行なうことができなくて議員立法を行なつた、こういうことがありますので、これは政策目的が明らかになつてゐる公営住宅法の運用上の問題などは、やはりこういうものに合わせるべきだと思ひます。そうして、持ち家制度というものがここで發揮されなければならない。そして、会社をやめたときには売り払うなら時価で会社の基金や何かで引き取る、共済で引き取つてもかまわないのです。そうでなければそこで定住をし、永住をして自分のものになる、そういう新しい政策をやはりこれに加味していくことによらないと、東京でも大阪でも、これからたとえ十年働いても百坪の土地を持てるかどうかというときに、これは非常に安い価格でもって新しい団地ということであつくるわけですから、それは初めから計画しておくわけですから、持ち家制度というものは実現は可能であります。現行制度でできます。そういうこともこまかく考えて、この法律がほんとうにできるまでの間に一つのモデル的な面画をつくつてみよう、こう思つておつたのですが、これは間に合わなかつたわけでございます。やっぱりその問題は、——いま東京で私自身も知つてゐるが、駅の前に二万坪の工場がある、従業員は五千人なし七千人もおる。この工場は古い歴史があるが、そこにおらなくともよろしい、これがある地方に

移るといま働いておる人の約四倍ないし五倍以上の人、一つの市をつくるくらいの人が移動する。それに対して今度いろいろな人たちが集まるますから相当なものができるのだけれども、理屈的なものだと思っておるのですが、その中の三、四〇%の中高年齢層がなかなか態度を決定しないという問題を、私は興味深く見守っておるわけをございます。これはほんとうにこの状態を論文で書いたら、これはりっぱな博士論文になる、こうしたことでござりますので、この法律を御審議いただきながら、あなたがいま質問された、御発言になつてはいるような問題も各省と連絡をとりながら、ら検討したい、こういうことを申し上げたいと思ひます。

○竹田現景君 それは筑波学園都市の問題のときもこの委員会でもいろいろやつたけれども、通産省の諸機関が移るについてさえも通産省のいろいろな機関に聞くと、役所じゅうぶらを張つたたいへんな反対運動があります。それから東京教育大学もそれで学内が二分しているという問題が、いまお話しの中高年齢層なんていふものとは全然別問題でもたいへんな問題になつて、なかなかが思つております。鹿島臨海工業地帯に行つて、直接聞いてみましても、私はいま聞いたようなことがたいへんネットになるのじやないかといふことを実感として現地に行って感じてきたわけですね。ですからそいう点について最大の配慮と政策を遂行していくいただくことが一番大事なことじゃないか、そういうことを申し上げて、一応きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○原田立君 先ほどから阿木根委員、また竹田委員の質問をお聞きしておりまして、いろいろと大臣から示唆の多い発言、御答弁がございました。その点でまず初めにお伺いをしておきたいと思うのであります。先ほどの御答弁の中に、従来の産業政策を発展させるような方向と、いろいろお聞きしたわけです。ということは、今日の重化学工業の今後の思想の転換として、過日、審議会の答申にも知識集約化産業への云々と、うことと考

○國務大臣(田中角榮君) 明治から百年間やつてまいった——そつてもまいったと、いうよりも進んでいた傾向というもの、これは一次産業から二次へ、二次産業から三次へ、こう人口が移動してきたわけでござります。この歴史は、少し歯どめはかかるありますけれども、これはやっぱりまだ進む——六十年ぐらいまでは進む、これはもう避けがたいことであると、こう思つております。そうする過程において国民所得が増大をし、理想的な環境整備ができるんだと、こういうことでござります。いまだそれは先進工業国の一二次産業比率に比べて一〇%以上高い。この一〇%の人たちといふのは、必ずこれは二次産業が三次産業へ移らなくなきやならない。三次産業は大体世界的傾向の四七、八%——いま日本の三次産業は四七%であります、四六・八か七であります。四七%以上という三次産業というものをこれ以上一〇%ふやして、五三%まで三次産業にはならぬ、私はそう思うんです。そうすると、三〇数%の二次産業といふものがもう一〇%ぐらいふえるということは、これはやっぱり、西ドイツ型経済ということになります。どうするともう少しふえるわけです。西ドイツ型経済になると三次産業がもう少し落ちて、二次産業比率が一〇何%ふえるということになるわけであります、そこまで一体いけるかということはいろいろ問題があるにしても、二次産業はふえる。それで、これから国際的分業が始まるとすると、一次産業というものはどうしても、とても二毛作、三毛作やるようなところのものと——雑穀などはこれは十億ドル以上も輸入してゐるわけですが、こういふ銅料とか、雑穀などは日本はもう気候、地形、地勢上の制約があって、これは日本ではなかなかやれない、こういふものもありますので、どう考

らいふえざるを得ない。そうすると、ふやすには理想的な姿でふやさなきいかぬ、それからよつて起る公害は絶対に排除しなきやいかぬと、こうしたことなどもどつから考えてみてもそうなる。これは、いま織維交渉でもつて織維が少し操短をしなきやいかぬ、これはいなかへ帰つても、家へ帰つても百姓するにも仕事がないんです。そうするとどうするかというと、つい都会に出てくる。都會に出てくると、結局生産に携わるということではないとどうも消化できない。こういうことがありますので、明治からずっと続いてきたものをそのまま踏襲して拡大政策を続けるといふんじゃ絶対ございませんから、超高度成長という感じやありませんで、理想的な産業形態にと、こういう考え方でございます。

○原田立君 私が言いたいのは、この工業再配置というのは非常に国家的な大きい課題であろうと思ふ。そういう重大な転換期にあるがゆえに、前回の答申にあつたような重化学工業時代から知識集約型の産業へ転向すべきだというこの答申、これはまことに当を得ているんだろうと、こう思ふんです。だから、それが基本になつて工業再配置ということとも考え入れていかなきやいけない。ところが、さつきの大臣のお考へ、答弁を聞いてますと、やっぱり從来の重化学工業を進展させるんだというふうに聞こえたわけですね。

○國務大臣(田中角榮君) それは先ほど申し上げたように、今までの状態で行けば十二、三年しかたない六十年に、すべてが、地球上を動く荷物の三〇%以上が日本に向けて入れなければならぬようになりますから、なおまだ六十年で日本人の經濟活動がとまるわけじゃないです、まだ続くなっていますが、スイス型に近いようなも持たない日本としては無制限に追求できないので、同じ原材料を輸入しても付加価値の高い、さつき申し上げたようなイギリス型から、むずかしいことです。だから、そういうことは原材料をかかっているし、だれも反対はないのだ。まあ現状

なん。こういうことが大前提になつておりますから、そこをひとつ誤解のないようにしていただきたい。

○原田立君 通産省だけの提案になるものではなく、内閣で出すべきような法案であつたと、先ほどそういうお考へがございました。それでどうなうですか。やはり運輸あるいは教育、いろいろ諸方面にわたつて十分関連したもので社会づくり、町づくりをしていかなければならぬと、これは一通産省だけでできるものじやなかろうと、こう思うわけであります。さて、そのときに私心配するのには、従来各省の権力争いといいますか、なわ張り争いといいますか、そういうようなものが対立して、いい考へだといふことはわかっていても前進しなかつたという実例が幾らもある。この工業再配置という大きな課題をひっさげて、内閣で何らかの各省統合してしつかりやるような、そういう機関をつくる。つくりながら進めていくと、いう考へがございます。

○國務大臣(田中角榮君) ある時期に、私は青写真もでき、いろいろなことになれば、協議会をつくるというようなことは必要かもわかりません。しかし、これはこの法律にも書いてございますが、各地域立法との関連は十分つくようになつておりますし、通産省と各都道府県、自治体といふものをつけたときには、沖縄関係の閣僚会議といふものをつけたときには、沖縄をやると、こう思ふのですが、その点どうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたように、これは全国的に青写真ができる、いろいろ具体的な問題が起るようになれば、閣僚協議会をつくつても一向差しつかえございませんし、また、来年度予算、年々予算編成時においては、これに新しいものがつけ加えられてまいるはずでござります。そういう意味では、各省と十分意思の統一ができなければ新しい政策も付加されないのでございますが、これは知事との間には地域立法とのあれ

をいかんせんといふものではないのですから、新しくこれから進められるだけに、白地にものを書きくに近いものであるということで、各省との意思の疎通は十分はかるし、政策的にそこをすることは万あるまい。これはもしかりとせば内閣で十分調整できることであると、こう思います。

○原田立君 内閣で調整できるから心配するなどあればあります。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。沖縄をやると、こう思ふのかな。それだけの話を心配をするわけです。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。

○國務大臣(田中角榮君) お話を伺つたときには、沖縄をやると、こう思ふのかな。それだけの話を心配をするわけです。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。

○國務大臣(田中角榮君) お話を伺つたときには、沖縄をやると、こう思ふのかな。それだけの話を心配をするわけです。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。

○國務大臣(田中角榮君) お話を伺つたときには、沖縄をやると、こう思ふのかな。それだけの話を心配をするわけです。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。

○國務大臣(田中角榮君) お話を伺つたときには、沖縄をやると、こう思ふのかな。それだけの話を心配をするわけです。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。

○國務大臣(田中角榮君) お話を伺つたときには、沖縄をやると、こう思ふのかな。それだけの話を心配をするわけです。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけです。

ばかりません、こう言つてはいるのでありますので、そこはひとつ理解していただきたい。

もう一つは、反対があつたらどうか。絶対住民が反対であれば、これはやりません。**工場など行**きません。これは私は離れ小島がいいんだと、私はもう雪が降ろうが何をしようが、それは大自然の中にこの部落は守るんだ、こういうことであれば、これはもう絶対反対すれば、私、土地収用し、これまでほんとうにがたがたやるといふようなことのようなものではないんです。だから、ただ反対反対といつておつても、政治的な反対であるということと真に反対というものを一緒にではないと、いうふうなことは、それは考えられなければいけませんが、ほんとうに住民が全部大多数が反対である、そういうようなものが強行されるということは絶対にない。私はもうそういうことはあるべきではないという感じを、考え方方が基本になりますから、だから、ひとつどうぞ誤解のないようにしていただきたい。

○原田立君 言われんとする意味はよくわかるの

ですけれども、やっぱり地方住民が極度におそれ

るのが公害の発生なんです。ですから公害を発生

させないようなものをつけらなきゃいけない。私

は私、公害なんていふことはないと思ふんで

す。企業災害だ。企業がそこにあるがゆえに、

そこへきたならしい煙や水を出すからそういうい

うな被害が生じるということであるから、その

もとの企業に、そういうきたならしい水や煙

を出さないよう規制することが、十分そうい

う危険はないんだと、そして、またそこで働いて

十分収入も得られる、こういうならどこだって

反対はしないと思うんです。ところが現状ではそ

こら辺が非常に信用がないようです、政府のや

ることに。結局工場が来る、来たらばきたならし

い水を流され、あるいは煙を出され、環境が破壊

されるであります。それでみんな非常に強く心配

しているわけです。その心配を解消するには、た

だ田中通産大臣がそんな公害は出さないと、こう

P.C.B.の問題とか、思われる公害といふものが急

ぱりません、こう言つてはいるのでありますので、そこはひとつ理解していただきたい。

もう一つは、反対があつたらどうか。絶対住民が反対であれば、これはもう絶対反対すれば、私、土地収用し、これまでほんとうにがたがたやるといふようなことのようなものではないんです。だから、ただ反対反対といつておつても、政治的な反対であるということと真に反対といふものを一緒にではないと、いうふうなことは絶対にない。私はもうそういうことはあるべきではないという感じを、考え方方が基本になりますから、だから、ひとつどうぞ誤解のないようにしていただきたい。

○國務大臣(田中角榮君) それもそのとおりです。ですから、公害に対しては無過失賠償責任制度

度といふものが確立をされておるわけでございま

すし、これはもう公害といふものに対する責任の所在云々というよりも、公害は生命に危険を

もたらすものであるということで、公害防除、公害除去に対しても、これはもうお互い精力的にや

らなきやならない仕事でございます。で、まあ明治から百年間たって、工業化、二次産業比率の向

上によってメリットはあつたんです。同時に、戦後四分の一世紀有余に及んで、やっぱり日本の産業復興ということを土台にして、今日の日本の經濟復興はあつた。しかし、そこに思ひざる問題が

起つてきました。それは、私が、昭和四十三年から二年だと思いますが、「都市政策」というものの中に、牛込の柳町と大原町の交差点の公害を書いてござ

ります。そのときは講演もたくさんしたんですけど、大学の助教授連中などが興味を持ったにすぎ

ないのであつて、公害問題といふものが集中のメリットからデメリットに見えるんだということがあります。

牛込の柳町と大原町の交差点の公害を書いてござ

ります。そのときは講演もたくさんしたんです。それから一年半たつたら、もう急速に柳町が問題になり、大原町が問題になり、いまの高速一号線の外堀の中

の車がとまっているときの、一体あの空気の中には何P.P.M.あるのかという問題から、急速に出てきたわけでありまして、これは公式な記録の中

では、私はほんとうにこの二、三年間の急速な問題だと思っていました。国会でも公に公害論争といふものが深刻に行なわれたというのは三年ぐらい前

ではないかと思います。それだけに、やっぱり集

中、過度集中という点と、もう一つは科学技術の発達、この物質の開発といふものが進み過ぎて、

P.C.B.の問題とか、思われる公害といふものが急

速に出てきた。ヘドロの問題しかりであります。

だからまあそういう意味で、私は公害といふものに對して、今度はもう法律上の体制も制度も、世界に冠るものにしなきやならない。山紫水明とならぬだらうと思う。そこら辺の御見解はどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) それもそのとおりです。ですから、公害に対しては無過失賠償責任制度

度といふものが確立をされておるわけでございま

すし、これはもう公害といふものに対する責任の所在云々というよりも、公害は生命に危険を

もたらすものであるということで、公害防除、公害除去に対してはやっぱり十分な配慮をいたす。

だからその公害対策といふのは、公害をばらく

度やいろんなものを完備しなければならない。完備しよう。しかし、公害論争に奢えて働き場所も

なく毎年毎年、半年以上出かせぎに出るんだ。出かせぎに出たら公害にやられて帰つてこなくなつたと、こういうことはめでなんだということで、

やっぱりちゃんと割り切つてあれしなきやいかぬ。それとやっぱり1%の地域よりも20%の地域――20%の地域よりも40%の地域がもし可能

であるならば、そういうことの調整ができるならば、いまよりも環境はよくなるんだ、公害問題と

いうやつは解決できるんだと、こういう絶対的自信を持つて政策を進めなければならない。特に通

産省は、景氣をよくしなければ日本は困るんだ

といつて毎日研究しているわけです。それでもうと

にかく、各県知事が来れば、少なくとも五分の四の知事は何とかしてくださいよと、私の県はどん

どんともうとにかく人がいなくなつて、学校の先生の配置さえ困つているんですよ。そういうとこ

ろは水もあり、土地もあるわけなんです。

それで私はここで、しかし一つだけ言わしてい

ただきたいのは、どうも日本はなかなかうまく

いってきたと思いますし、私は先輩も間違ひなく

政治をやつてきたと思うのですが、たつた一つ問

題があると思う。それは、明治百年間の急速な

工業化のとき方に方針を誤つたんじゃないかと

いってきたと思いますし、私は先輩も間違ひなく

政治をやつてきたと思うのですが、たつた一つ問

題も片づけるのだ、こういうことでひとつ私は

そういう意味で、通産省も全部生産を上げなければいかぬ。しかし、公害は絶対に除去していく。

こういう決意で、その処方せんとしてはまずこれ

だと、こう思つてはいるんだというふうなことをひとつ理

解していただきたい。

○原田立君 どうも田中大臣の熱弁を聞いています

とほかのほうに話がずっと移つちやつて、

適する東海道、山陽地域などになぜ一体工業地帯に

をつくつたんだろう。これは東京、大阪という政

治の中心地が文化の中心地になり、産業の中心地になつたといふことに尽きるんでしようけれども、あの地球儀を回してもすぐわかるでしょう。

水が多くて、土地が肥沃で、平野であつたかいと

ころは、全部一次産品地帯であります。だから生

業地盤である五大湖の周辺からあの大きな

工業国は生まれている。イタリアにおいてもそう

です。どこでもみなそうなんです。だからほんと

も、ミズーリ川の両岸は一次産品地帯であり、民

主党の地盤である。五大湖の周辺からあの大きな

工業国は生まれている。イタリアにおいてもそう

です。どこでもみなそうなんです。だからほんと

も、北海道よりも北であります。アメリカを見

たんだと私は思う。そこでもみなそうなんです。だからほんと

うなら、北海道や東北は工業の基地であつて、そ

れで東京の周辺などは一次産品地帯が望ましかつたんだと私は思う。そこでもみなそうなんです。だから私はそういう意味で、北海道まで持つていった日本人の英知は、北海道で

もお米がとれるようになつた。なつたけれども、

必ずしもこれは正しい私はいき方ではない。要す

るに、気がつけば、いまにしてやればいいじゃあ

りませんか。だから私はそういう意味で、ほんと

うにこれからまあいまでは自然発生を是認

しておられる。政治や行政はそれを調整をしてきた

ます。どこでもみなそうなんです。だからほんと

うにこれからまあいまでは自然発生を是認

しておられる。政治や行政はそれを調整をしてきた

ます。今度はやっぱり社会党さんがいつていうような計

画経済ではないんですね。だから私は

うにこれからまあいまでは自然発生を是認

しておられる。政治や行政はそれを調整をしてきた

ます。今度はやっぱり社会党さんがいつていうような計

画経済ではないんですね。だから私は

うにこれからまあいまでは自然発生を是認

しておられる。政治や行政はそれを調整をしてきた

ます。今度はやっぱり社会党さんがいつていうような計

はてなと思つて聞いてゐるわけですけれども、ま
あ私は指摘しているように、公害が発生すること
についてのおそれが非常に強いがゆえに、工場の
地方分散ということを地方住民は非常に反発を感
じて拒否している。こういう空氣があるんですよ。
それではまたこういふことはどうですか、山紫水明
のところに、そこに何千ヘクタールか工場ができ
たと、いままではそこ環境が非常によかつたと、
観光地にも匹敵するぐらいに非常によいところ
だった。ところが、もう煙はもうもう出て木は枯
れ始めたとか、あるいは工場からきたならしい水
がちやんちやん流れてきて、川が汚染されていっ
たと、海が汚染されていったと、こうなつちゃつ
たんだつたら、それはもう公害どころか企業災
害ですよ。その出るところを、発生源をひたつと
とめなければいけない。そのとめることは、もう
それこそ大勇断をふるつてやつてもらわなければ
いけない。だから、そのところのしつかりした
お考えがあるかということ、それをはつきりして
もらわないといけないわけですよ。

それともう一つの、こういう東京都なり、ある
いは大阪とか、非常に大都市の中には無過
失賠償責任制度といふものが当然必要だと、とこ
ろが今度国会に提出された法案は、当初、考へら
れていた因果関係の推定の規定が削除されている
のですね。これは、私、非常に遺憾だと思うので
すけれども、大臣はその点いかがですか、二つの
点をお伺いしたい。

○國務大臣(田中角栄君) 公害は削除しなければ
ならない。これは生活向上のための手段として生
産にいそしむわけでございますが、そうかといつ
て、公害で元も子もなくしてはならないのであつ
て、あくまでも生産によつて状況をよくすること
が主か、命を長らえて、生命を維持することが先
かといえば、言うまでもなく生命が先だと、これ
には全精力を傾ける、これはわれわれの英知を結
は論のないところなんです。これは食えなくても、
もうほんとうに生命が先です。そういう意味で、
公害調整といふものに対して公害を除去するため

○鴈田立君 もう一つお聞きしたいんですけれど、集してやらなきやならない民族のやつぱり責任ですよ。そう考へてゐる。ですから、これはもう本当にこのただけの技術水準をもつとして、科学的な水準からいっても、もう確実にできます。日本ができないものならよその國もできない。こういふ自信を持とうじやありませんか。そういう意味で公害というものは絶対に除去するということになつて考へていただきたい。

生産をさせないためにも再配置を行なう、こういうことがこの法律の一つの目標でもあるんです。車一台でも野々原走つておれば、排気ガスは出るんですね。一台でも何でもなくはないんです。空気は幾ばくかは汚染している。しかし、全体から考えてみると、そんなに問題ではない。自然の浄化能力がこれを吸収する、消化する。しかし、これが何千台もあるからどうにもならないようになるわけですから、やっぱり複合公害というのは、数が多くなるほど化学物質その他の複合公害というのがたいへんになるわけでござります。だから、無過失賠償責任制度もつくらなければならぬといふことでございますから、これは公害をなくするためにも、新しい視野の立場と角度から、こういう新しい産業立地政策を進めることが、公害退治の有力な一つの手段だ、こう考えていただきたい。だからほんとうに空がまっ黒くなることは、私たちも東京において東京もひどいけれども、大阪に行つても大阪も相当ひどいです。そういう意味で、これ以上大阪の空気を汚染してはならないとほんとうに考えます。だからいま御指摘のあつたように、もう絶対に公害は起こしませんということふうにいって、それは私が絶対になどといふことは言えませんが、少なくとも、この政策は公害を防止する、除外するための有力な手段であるということをございます。しかも、知識集約的な産業にどんどん移つていきますから、それは公害というものに対しても、いま考えておるような公害を絶対なくするなくなるような制度を完備してまいります、こういうことです。ひとつ御了解をいただきたいと思います。

ロリットルの原油を処理する、そろると亜硫酸ガスが、たとえばすぐれた脱硫装置をつけても年間十万トンを下らないほど出てくる。この量は二百五十万キロワットの火力発電所が、脱硫装置なしに一年間はき出した量、こういわれておる。そんなことで非常に地元は反対しているわけです。こういうことがあっちゃならないと思うんです。それからまた、現に二年前にあのように言われてつくられた鹿島臨海工業地帯、当時は公害は全然出ない無公害コンビナートである、国や県も盛んに言つたわけです。現実にいま二年たつた今日においても、だんだんふえてきて、それで現地の人たちが非常におそれておるわけですね。こういうようなことがあるかゆえに、現行の方法での工業再配置といふことは、どうしても公害の地方分散にならぬいかといふ強い不安があるわけなんですね。大臣の御決意のほどはさつきから再三お聞きしているんですけれども、それを何らかのものと本来ならば環境庁がやるんだろうと思うんですね。環境庁がきちっと煙や、あるいは水や何かの規制をするんだろうと思うんですけれども、こういう鹿島臨海工業地帯のような、こういうふうなことがもう絶対起きないんだ、そのための工業再配置なんだ、そのためにはこういうふうなきちっとしたきびしい規制を設けますよというふうにしないと、その心配は除去できないと思う。そこら辺のお考えどうですか。

しかも、しまだなつかせよ」と御指摘になつたところの苦小牧、いまの鹿島、それから四日市、水島、大分湾、これ確かに急速に工業化したんだす。立地条件も非常によい。よいけれども、どうも少し東京や大阪が明治から九十年か百年かってできてきたものを、非常に精巧なものが三年か五年程度でできた、こういう現実もなくはないんです。だからそれにはやっぱり環境基準とか、さつとも時間がないからあれですけれども、商業地

ために、隅田川に魚住まずということです。だから自然流下の水や、河川維持の水の量を倍にすれば、一ヶ月たてばフナが寄ってくるんですから、そういうことで、やはり集中的に阪神とか京浜とかいうところを、これもいまは平面的な都市だから、これを立体的にしたらもっとよくなるだらう。能率は三倍になるんだ。これは実際都市の立体化と同じことであって、確かに道路もいまの三倍になりますし、一人当たりの土地面積も多くなります。緑地帯もできます。しかし、縁では吸収できませんほどの一酸化炭素や炭酸ガスが滞留するという問題も起こります。だから、どう考えてみても、拠点中心というものは、経済的に見たら確かにメリットがあるわけです。しかし、それはもう過度集中になって、メリットがデメリットになっておるということになりますので、どうしても地域を拡大していく、だから産業の内容は変わってきて、知識集約型になることによって公害というものは非常に少なくなるんです。それがまた今度地域が拡大されることによってもと少なくなる。それよりも、もっと制度や排出基準やいろいろなものを使備さずから、ほとんど皆無にならなければいいのか、こういうことが言えます。この法律をつくることが、公害をばらまくではなくて、正當な成長を確保し、その恩恵に浴しながら、みずから額に汗した恩恵に浴しながら、そうして公害の危険からは身を守る、そのための一つの政策だ、こういうことですから、公害をばらまくとか、公害がいまよりも激しくなるということは全く考えておらないんです。

区は八割まで建つとか、工場地区は六割とか、それから住居地区は六〇%まで建設率を認める、しかし、美観地区や緑地帯は一〇%しか認めないと、いうようなものが都市計画法においてあります。同じことを全国土につくらなければならぬと思うんです。そうすれば工場地帯として、知事は条例をもつて工場地帯を指定することができる、これは当然そういう法律を次の国会に出さなければならぬと思うのです。いまの国土開発法になるかもしれません、うすれば、ちゃんと地価も抑えられます。それで、工場地帯は建設率是非常に少ないので、もう初めから工場をつくっても七割以上緑地帯がなければいかぬとか、七割の中には公共的施設、道路とか遮断緑地とか、そういうものがちゃんと用意されるということになれば、これはもう環境基準というものは、いまよりははるかによくなる——よくなるよりも、理想的なものさえ確保できるはずであります。これは隅田川の隅田川は汚濁しなかつたはずです。かまわざ無制限に工場を許したから隅田川の水は汚濁したわけであります。そういう意味で、基準というものは非常に私は大切だと思います。ですから、国全体の国土の利用計画ということによつて分散計画が進められれば、地価も押えられる。国土の高度利用を行なうことによつて公害は防除し、除去できる。それが生産第一主義から生活第一主義への転換の実体である。ほんとにそら考えておるのでありますから、そういうことをまず認めて、いただいて、まだ政策的に不足であるというなら、何かもつとこれに付加しようと、こういう立場で、そんなこと言つたって住民は反対するというけれども、あの知事や市町村長や市町村会議員の毎日のような陳情は、何とかしてこの法律を通してもらつて、早く私のところへも工場が来るようにしてくださいよと、こういう陳情はかりなんです。実際そうなんでしょう。それはあなたのところへも、そういう声は届いているはずなんです。ですから、そ

器の中に入っているお金をその地域地域によつて多少の特殊な問題があるからといって、こっちへふやしあつちへふやしと、こういうようなことであつて、地方交付税であつたら、それだけのワクというものは変わらないわけですね。だから、私ここで言いたいのは、こうやって地方財源の確保という面からいえば、地方交付税で措置するというのではなくに、別に新たな減免したものについてはこういうふうに補助しますよと、きつとしました名目といいましょうか、法律というか、それをすべきではないか。地方交付税でまかなうというのは、ちょっとことばが悪いですけれども、一つのごまかしではないか、こんなふうな気がするわけです。

から、なかなかむずかしい問題であることは事実であります。しかもその次に言なれば、御承知のイタリアで労働者住宅をつくる。それは国有地は無償で提供をしておる。これに近いものではないが、同じような方向をやつておるのがニューヨークのマンハッタン地区の不良街区の改良に対して、シティーと連邦政府と民間デベロッパーとの関係を調べれば、非常にうまく運用しております。

イタリアは、ムッソリーニ政権時代からコミュニスト政権時代になってからもずっとその政策だけは続いている。これは先ほども述べましたが、全く愉快な法律であります。用地は国が無償で提供する。生保及び損保の剩余金は労働者住宅以外に投資してはならない。用途を制限しているのですから、反対給付はちゃんと与えている。固定資産税は二十五年これを徴収しないという、こういうことであらゆるもの全部調べたんです。私はこれをやるために、なぜ香港の都市改良ができるのか、ブラジリアはなぜこういう政策をとったのか、あらゆるものを全部調べたんです。ハワイの不良街区の改良から一切のものを調べてみて、やはり固定資産税の二十五年減免というのは、減免でなく免というのは、はどうしても最小限のスタートに必要なものだとこういうふうに考えたわけです。ところが、それには財源補てんがあります。一番簡単なのは交付税率の二二%を一%引き下げて補てんをすれば、これは一番いいわけですが、そんなことなんかやれるわけがないのです。それはいま絶対に大蔵省はだめだし、なかなかそんなことはしませんといふべきことでしょう。

それなら第二の問題は、別に法律によって特定財源、それは政策的なものであって、政策メソットのある財源を考えなければならぬ。それは、三段階に地域を分けようとしたのです。誘導地域はいまの税よりも一段安い税、それから中間地帯は現行税率でやる、そして追い出し地帯は新しい税を賦課しよう、こういうことであります。そして、四十七年度の地方財政計画には、この分は

て賦課した税金を第三の地帯にやれば、これは政策的にも、理論的にも、学問的にもちゃんと通る、これはいいことである。これはちょうど、さんざんたたかれたながらやつた自動車トントンと同じ思想なんです。やろうと思ってやってみたんですが、どうも、ことしの状態においては、先ほど申し上げたように、暫定税率の一・七五がどうも取れないと。それから特別会計が、ちょっとことしは早い。それでいまの新税というのには、その一・七五との振りかえがありますから、どうしても新税は起こせない、こういうことで事務所税もみんなストップしたわけであります。それでいまあなたの御指摘を受けたように、どうも交付税ということでおこなうべきだ、第二交付税をどうしてやるか、制度をどうするか、補てん財源は何をもつて充てるかということをちゃんとしなければならない。これはいまの状態でできなかつたというのが実態であります。これはもう来年度の予算編成には、当然この問題に対する結論をつけなければ、私は地方交付税で見るよりは、特定財源をもつて充てるべきだと、そういうふうに考えておるし、主張もしているし、大臣にも聞いたところであります。あなたはそういう考え方についてはどうですか。

○原田立君 課長、この法律では、地方交付税で、めんどう見よう、こういうことなんですか。これは私は地方交付税で見るよりは、特定財源をもつて充てるべきだと、そういうふうに考えておるし、主張もしているし、大臣にも聞いたところであります。あなたはそういう考え方についてはどうですか。

○説明員(近藤隆之君) この法案の折衝の過程におきまして、いろいろあつたわけでござりますけれども、これも一つの地域立法という考え方をいたしますと、新産、工特、産炭地、過疎というよう、それぞれの地域立法におきまして、固定資産税等減免いたしました場合には、交付税で三年間を限つて補てんするという前例がずっとあるわけでございます。したがいまして、その範囲であるならば、国の一つの地域政策に対して交付税が協力するということで、この程度はやむを得ないのかということで、こういうふうにまとまつたわけでござりますけれども、工場再配置という、この政策を施行するためには、三年程度ではとても足りない。いま、通産大臣からお話をございましたけれども、そういう見地でございましたならば、これまで別途の財源措置をどういうふうにしてやるかということは、関係各省で相談すべき問題であろうと思います。

○原田立君 要するに、財源を講じてやつたほうが多いというような回答のように私は受け取るわけなんです。大臣、私もそのほうが多いと思うし、大臣のお考もそのように聞こえるわけであります。